

第3次宇佐市男女共同参画計画（案）

令和4年3月
宇佐市

はじめに

令和 4 年 3 月

宇佐市長　是永　修治

第1章

プラン策定にあたって

第1章 プラン策定にあたって

1 プランの策定の経緯

国は、1999（平成11）年に男女共同参画社会の実現を二十一世紀の社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画※1に関する施策推進を図っていくことが重要であるとして「男女共同参画社会基本法※2」を制定しました。

本市では、2002（平成14）年3月に「宇佐市男女共同参画プラン」を、2012（平成24）年3月には、「第2次宇佐市男女共同参画プラン」を策定するとともに2013（平成25）年3月には「宇佐市男女共同参画条例」を制定し、その実現にむけた取り組みを実施してきました。

「第2次宇佐市男女共同参画プラン」が、2022（令和4）年3月を対象期間としていたことから、引き続き男女共同参画の実現を図るために「第3次宇佐市男女共同参画計画」を策定しました。策定にあたっては、2020（令和2）年度に男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、現状と課題を分析し、計画への反映に努めました。

＜男女共同参画社会のあゆみ＞

（1）世界の情勢

国際連合が、1975（昭和50）年を「国際婦人年」と定め、国際婦人年世界会議で「世界行動計画」が採択されるとともに、その後10年を「国連婦人の10年」とすることが決定されました。1985（昭和60）年には、ナイロビで行われた世界会議で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択される等女性の地位向上に向けた動きが世界的に盛んになりました。

また、1995（平成7）年には、第4回世界女性会議で「ナイロビ将来戦略」の見直しと評価が行われるとともに、2000（平成12）年までの国際的な指針となる「行動綱領」及び世界中の女性の地位向上をめざす「北京宣言」が採択されました。

2000（平成12）年には、国連特別総会女性2000年会議で各国の決意表明や理念をうたう「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

近年では、2015（平成27）年に「持続可能な開発のための2030アジェンタ」（SDGs※3）が採択され、その中で「すべての女性や女児の能力強化を行う事」が目標の一つに掲げられました。

（2）国内の情勢

国内の男女平等の実現に向けた取り組みは、日本国憲法に理念が明記されたことが大きな契機となりました。その後世界情勢と連動し、1975年の「国際婦人年」にあわせて「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

1985（昭和60）年には「男女雇用機会均等法」をはじめとした法整備に基づいて「女

子差別撤廃条約」を批准しました。1991（平成3）年には「育児休業法」、1999（平成11）年には「男女共同参画基本法」が公布・施行されました。

2001（平成13）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV基本法）」、2007（平成19）年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が定めされました。

その後、2016（平成28）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）※4」が施行されました。

2018（平成30）年には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が制定され、2019（令和元）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が改正される等、様々な分野からの男女共同参画に関する法制度の整備が進んでいます。

（3）県の動き

大分県では、2001（平成13）年「おおいた男女共同参画プラン」を策定し、2002（平成14）年には大分県男女共同参画推進条例を制定しました。2003（平成15）年には男女共同参画に関する拠点施設として「大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）」を開設しました。

2021（平成3）年には、「第5次おおいた男女共同参画プラン」を策定し、「誰もが人権を尊重され、尊厳をもって暮らせる大分県」「女性はもとより多様な人材を活かすダイバーシティ社会を実現し、誰もが個性と能力を発揮できる大分県」、「暴力やハラスメント等が根絶され、誰もが生涯を通じて心身共に健やかに暮らせる大分県」を「めざす姿」として掲げています。

（4）本市の動き

本市においては、2000（平成12）年に企画課に女性行政の窓口を設置し、2012（平成24）年に人権啓発課に男女共同参画係が新設され、現在は人権啓発・部落差別解消推進課で男女共同参画推進に関する各種事業推進にあたっています。

2001（平成13）年に「男女共同参画社会づくりのための意識調査」を実施するとともに、男女共同参画プラン策定に向けた取り組みを開始し、2002（平成14）年3月に「宇佐市男女共同参画プラン」を対象期間10年間として策定しました。

その後、2011（平成23）年に市民意識の変化や男女共同参画に関する施策の効果について検証を行うために「男女共同参画社会づくりのため意識調査」を前回と同様の市民1,800人を対象に実施し、その調査結果を基に「第2次宇佐市男女共同参画プラン」を2012（平成24）年3月に作成しました。

また、本市の総合的かつ計画的なあらゆる分野の男女共同参画を推進に向けて2013（平成25）年3月に「宇佐市男女共同参画条例」を制定しました。

2017（平成29）年には、深刻化するDV（ドメスティックバイオレンス）※5への対応に向けて、「宇佐市DV対策基本計画」を「第2次宇佐市男女共同参画プラン」の内容に付加しました。

「第3次宇佐市男女共同参画計画」策定にあたっては、2020（令和2）年に市民対象の意識調査や 2019（令和元）年度から実施している施策評価結果を基にプランを策定しました。

2 基本的な考え方

（1）目的

このプランは、2002（平成14）年に策定された「宇佐市男女共同参画プラン」を継承し、男女共同参画基本法及び大分県男女共同参画推進条例第3条の基本理念を基にして6つの基本理念を掲げ、性別にかかわりなく、男女がお互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目的とします。

（2）プランの位置づけ

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「宇佐市男女共同参画推進条例」第9条に基づく本市の男女共同参画推進を図るための基本的な計画です。

また、第2次宇佐市総合計画後期総合計画の施策を推進するための個別計画と位置づけます。

1.女性活躍推進法との関係

「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」第6条第2項に基づいて、「基本目標II. 女性と男性のあらゆる分野への活躍推進」の部分を、宇佐市女性活躍推進計画と位置付けます。

2.DV防止法との関係

「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」第2条の3第3項に基づいて、「基本目標IV. DV等のあらゆる暴力の根絶」の部分を宇佐市DV対策基本計画と位置付けます。

（3）計画の期間

この計画の期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年とします。ただし、社会情勢の変化に柔軟に対応すべく、5カ年が経過した時、計画改定の必要性についての審議を行います。

（4）SDGsについて

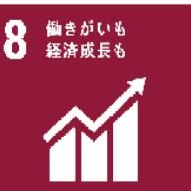
SDGs（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」との理念のもと、持続可能な社会を実現するために2015（平成27）年に国連で採択された2030年までに世界の人々が取り組むことが求められている貧困、飢餓、ジェンダー平等、人や国の不平等、産業と技術革新等に関する17の目標および169のターゲット（達成基準）により構成されています。

宇佐市第3次男女共同参画計画は、SDGsがめざす目標「持続可能な社会実現」の理念と合致しており、その理念を踏まえたものと位置付けます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第3次宇佐市男女共同参画計画とSDGsの関連表

基本目標	重点課題	関連するSDGs	
I 男女共同参画 のための意識 改革	1 社会における制度又は慣行の見直し		
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の 推進		
	3 豊かな国際感覚の育成と交流		
II 女性と男性の あらゆる分野 への活躍推進	1 政策・方針決定の場へ女性の参画促進		
	2 家庭・地域社会における男女共同参画の推進		
	3 働く場における男女平等の推進		
	4 働き続けるための支援体制の整備		
III 健康の増進と 福祉の充実	1生涯にわたる健康の維持・増進		
	2安心して暮らせる福祉施設の充実		
IV DV等のあらゆ る暴力の根絶	1暴力の根絶と被害者支援		

第2章

第3次男女共同参画計画の概要

第2章 第3次男女共同参画計画の概要

1 基本理念

「第3次宇佐市男女共同参画計画」は、男女共同参画基本法、「宇佐市男女共同参画推進条例」や2012（平成24）年策定の「第2次宇佐市男女共同参画プラン」に掲げられている6つの基本理念を踏襲し、男女共同参画に関する施策の具体的な実施にむけて計画を策定します。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣習の見直し
- (3) 政策・方針の立案及び決定の場への共同参画
- (4) 家庭生活における活動とその他の活動の両立
- (5) 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6) 国際社会の一員としての男女共同参画の推進

2 基本目標

「第3次宇佐市男女共同参画計画」では、2016（平成28）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されたことを受けて、各自治体での計画策定が要請されたことから、「第2次宇佐市男女共同参画プラン」の「基本目標II・あらゆる分野への男女共同参画」と「基本目標III・働く場における男女共同参画の環境づくり」を合わせて「基本目標II・女性と男性のあらゆる分野への活躍推進」とし、「宇佐市女性活躍推進計画」とします。また「基本目標IV・DV等のあらゆる暴力の根絶」を、宇佐市DV対策基本計画とします。

【第2次宇佐市男女共同参画プラン】

- 基本目標I 男女共同参画の意識改革
- 基本目標II あらゆる分野への男女共同参画
- 基本目標III 働く場における男女共同参画の環境づくり
- 基本目標IV 健康の増進と福祉の充実
- 基本目標V 配偶者等に対する暴力の根絶

（※ 宇佐市DV対策基本計画=2017年（平成29年）9月より）



【第3次宇佐市男女共同参画計画】

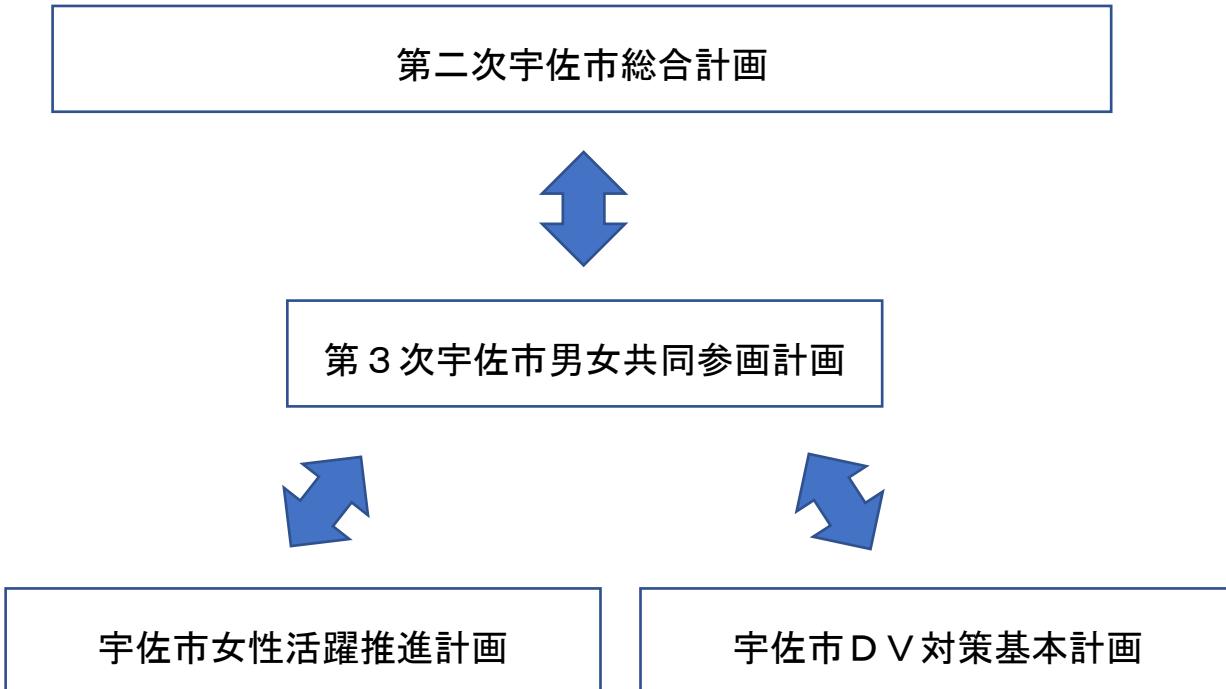
- 基本目標I 男女共同参画の意識改革
- 基本目標II 女性と男性のあらゆる分野への活躍推進（※宇佐市女性活躍推進計画）
- 基本目標III 健康の増進と福祉の充実
- 基本目標IV DV等のあらゆる暴力の根絶（※宇佐市DV対策基本計画）

③ プランの体系

重点課題	施策の方向
基本目標Ⅰ 男女共同参画のための意識改革	
1 社会における制度又は慣行の見直し	(1) 固定的な性別役割分担の是正への啓発 (2) 中立的社会制度の確立と慣行の見直し
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(1) 学校等における男女共同参画教育の充実 (2) 働く場における男女共同参画研修の充実 (3) 家庭・地域における男女共同参画学習の充実
3 豊かな国際感覚の育成と交流	(1) 国際感覚の向上 (2) 国際交流活動の支援
基本目標Ⅱ 女性と男性のあらゆる分野への活躍推進	
1 政策・方針決定の場への女性の参画促進	(1) 各種審議会等への女性の参画促進 (2) 職場における女性の登用促進 (3) 女性の人材育成と確保
2 家庭・地域社会における男女共同参画の推進	(1) 家庭における男女共同参画の推進 (2) 地域活動への男女共同参画の推進 (3) 男女がともに支え合う防災・災害復興対策の推進
3 働く場における男女平等の推進	(1) 働く場における男女の均等な機会と公平な待遇の確保 (2) 男女がともに働きやすい環境の整備促進 (3) 短時間労働者、家内労働者の労働条件の整備 (4) 自営業・農林漁業従事者等の生活就労環境の整備
4 働き続けるための支援体制の整備	(1) 就業機会の拡大 (2) 働く男女の子育て支援 (3) 働く男女の高齢者介護支援 (4) 働く男女の健康増進
基本目標Ⅲ 健康の増進と福祉の充実	
1 生涯にわたる健康の維持・増進	(1) 妊産婦、乳幼児への保健施策の充実 (2) 健康の維持増進対策の充実 (3) 生涯を通じた健康づくりの推進
2 安心して暮らせる福祉施設の充実	(1) ひとり親家庭に対する福祉施策の向上 (2) 障がい者福祉サービスの充実 (3) 高齢者福祉サービスの充実 (4) 高齢者の生きがい対策の充実
基本目標Ⅳ DV等のあらゆる暴力の根絶	
1 暴力の根絶と被害者支援	(1) DV等の防止に向けた意識啓発 (2) DV被害者に対する相談体制の充実 (3) DV被害者に対する自立支援体制づくり (4) 男女間の暴力の根絶

計画の推進のために	
推進体制の整備	市内推進体制の整備 市民、地域、事業者等の推進体制の整備
推進に向けての取り組み	市民、地域、事業者、行政の役割 相談体制・機能の充実

【各種計画の関係について】



第3次宇佐市男女共同参画計画は、第二次宇佐市総合計画を上位計画として、宇佐市女性活躍推進計画と宇佐市DV対策基本計画の内容を含むものとします。

第3章

基本目標と施策

第3章 基本目標と施策

基本目標Ⅰ 男女共同参画のための意識改革

1999（平成11）年の「男女共同参画社会基本法」制定以降、男女共同社会実現に向けた法制度は充実してきました。しかし、現実には「女性は家庭、男性は仕事」「男性は家族を養わなければならない」等家庭、地域、職場等あらゆる分野において、性差意識や固定的な性別役割分担意識は未だ多く残っています。

男性も女性も性別にかかわらずそれぞれの個性が尊重され、対等な関係でその能力を十分に発揮できる社会の構築にむけて、性別役割分担意識を変えていくことが必要です。

市民の皆さんに期待される取り組み

- 家族が協力して家事や育児、介護等を行いましょう。
- 市などが主催する講演会や研修会に積極的に参加するとともに、地域や団体・サークル等で学習会を開催しましょう。

事業者等に期待される取り組み

- 性別にかかわらず、一人ひとりの能力が発揮され、生きがいを持って働く環境づくりに努めましょう。
- セクハラ防止に向けての研修に積極的に取り組むとともに、従業員が気楽に相談できる体制を整えましょう。
- 文章や広告物に固定的な性別役割分担意識などを助長する言葉やイラストがないか確認しましょう。

重点課題1　社会における制度又は慣行の見直し

【現状と課題】

本市が2020（令和2）年度に実施した「男女共同参画社会づくりのための意識調査」（以下「意識調査」という）結果では、社会全体の男女の平等感については、「男性の方が非常に優遇されている」・「どちらかといえば男性が優遇されている」との回答が全体で約7割を占めており、その割合は前回調査からほぼ変わっていません。

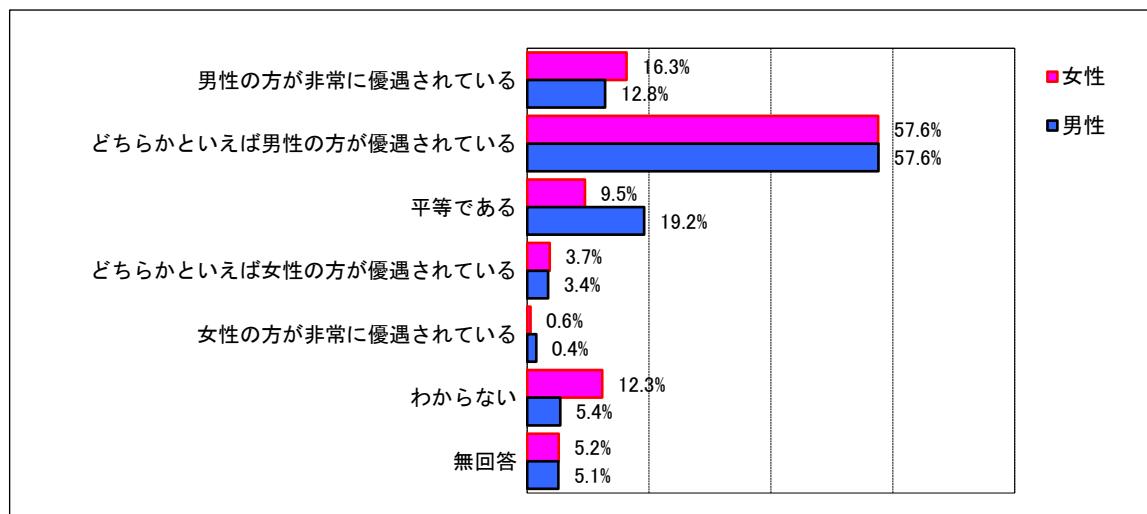
分野別の平等感に関する回答は（家庭生活・職場・学校教育・政治の場・法律や制度・社会通念等・社会全体）の中で、学校教育のみが「（男女が）平等である」との回答が58.4%と半数以上を占めていますが、その他の項目では「男性が優遇されている」との割合が高くなっています。

一方で、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方については「同感できない」が60.2%で、前回の47.5%を大きく上回っており、男性女性を問わず意識の変化は徐々に浸透していることも示されています。

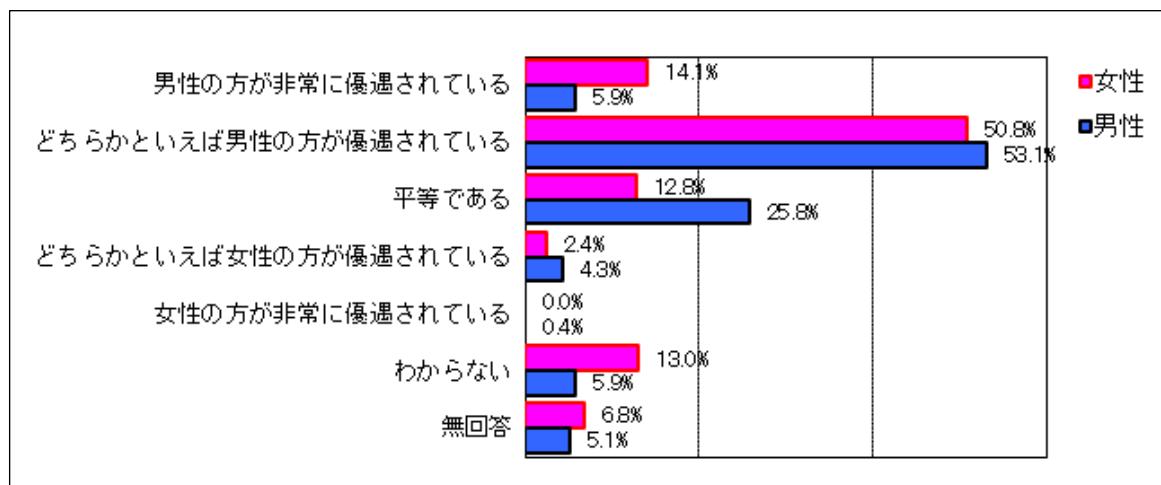
今後は、法律や制度、労働分野等では男女共同参画の観点からの改正が近年進められることから、その実際の活用にむけた啓発・周知活動の継続が必要です。

- 社会全体において男女の地位は平等になっていると思いますか。

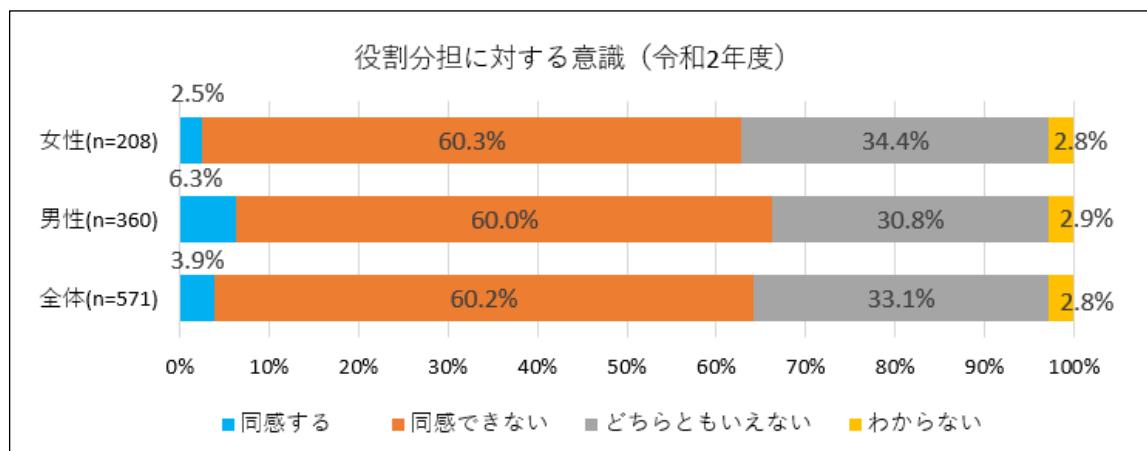
【令和 2 年度】



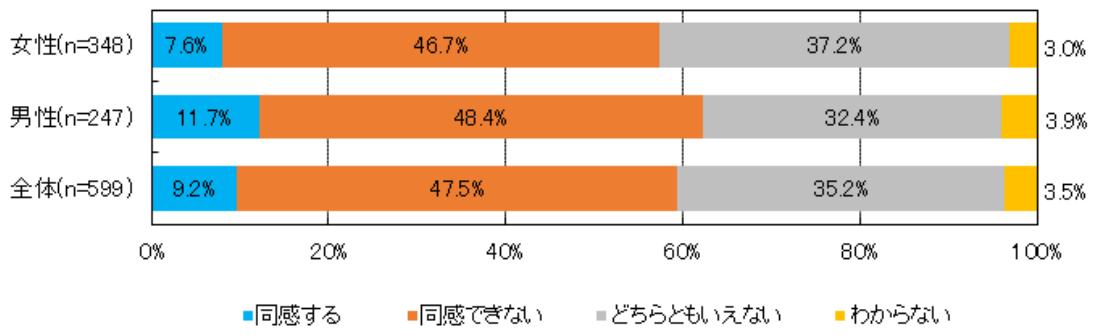
【平成 23 年度】



- 「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方がありますが、あなたはその考え方をどう思いますか。

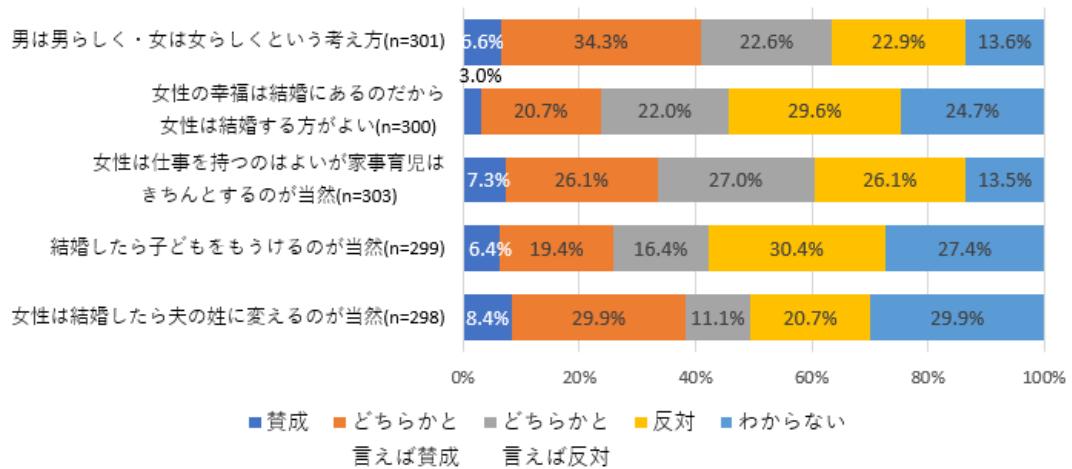


性別役割分担に対する意識(平成23年度)

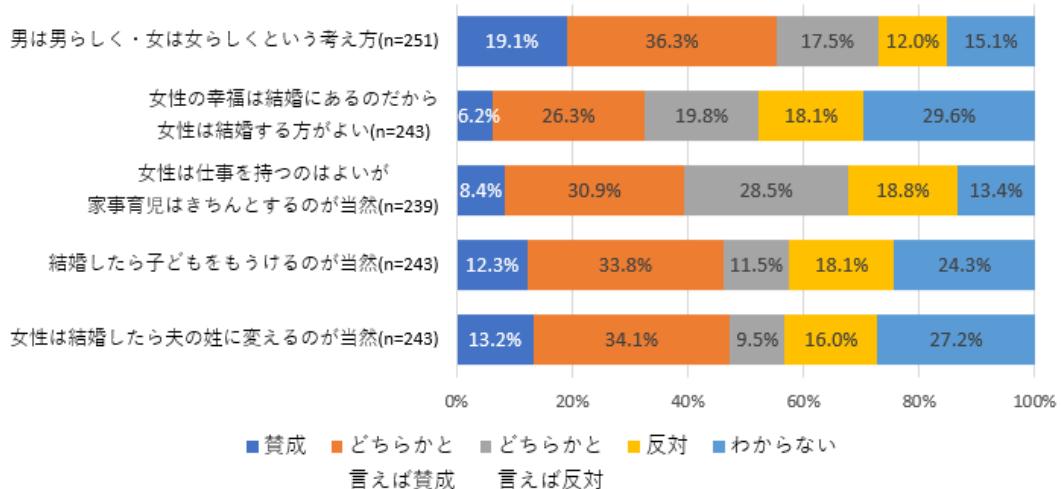


○ 男女の固定的な考え方について「賛成・どちらかといえば賛成」の比率

男女の固定的な考え方・女性 (令和2年度)



男女の固定的な考え方・男性 (令和2年度)



資料：宇佐市「男女共同参画社会づくりのための意識調査」令和3年3月
宇佐市「男女共同参画社会づくりのための意識調査」平成23年3月

施策の方向

重点課題1　社会における制度又は慣行の見直し		
施策の方向	(1) 固定的な性別役割分担の是正への啓発	主な担当課
具体的な施策	① 講演会やフォーラムの開催	
	主な取組 男女共同参画について広く市民の关心と理解を高めるため、講演会や市民フォーラムを開催し啓発を行います	人権啓発・部落差別解消推進課
	② 市職員研修の実施	
	主な取組 市職員への研修を実施し、意識の啓発と職場環境の改善を図ります。	総務課
	③ 性差別につながる表現の見直し	
	主な取組 性別に偏りのある表現がされていないか見直すとともに、男女共同参画の視点で、性差別につながる表現がないよう配慮します。	全課
	④ 研修会の開催促進	
	主な取組 地域や企業、各種団体等に研修会実施を働きかけるとともに講師等を派遣します。	人権啓発・部落差別解消推進課
施策の方向	(2) 中立的・男女共同参画の視点での社会制度・慣行の見直し	主な担当課
具体的な施策	① 法律の周知及び情報の提供	
	主な取組 女性の権利に関する法令や条例等について、権利侵害を受けた場合の相談窓口、救済機関等の情報提供に努めます。	人権啓発・部落差別解消推進課
	② 男女共同参画の視点での社会制度・慣行の見直し	
	主な取組 (社会保障制度、賃金制度、年金制度、税制等) が男女に中立に働いていないものについては、その見直しを働きかけます。	人権啓発・部落差別解消推進課
	主な取組 生活様式の選択に大きくかかわりを持つ諸制度について、市民の理解が深められるよう情報提供や啓発に努めます。	総務課 商工振興課

重点課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

【現状と課題】

男女共同参画に関する考え方は、幼少期からの家庭・学校・地域における教育や経験が大きな影響を与えます。

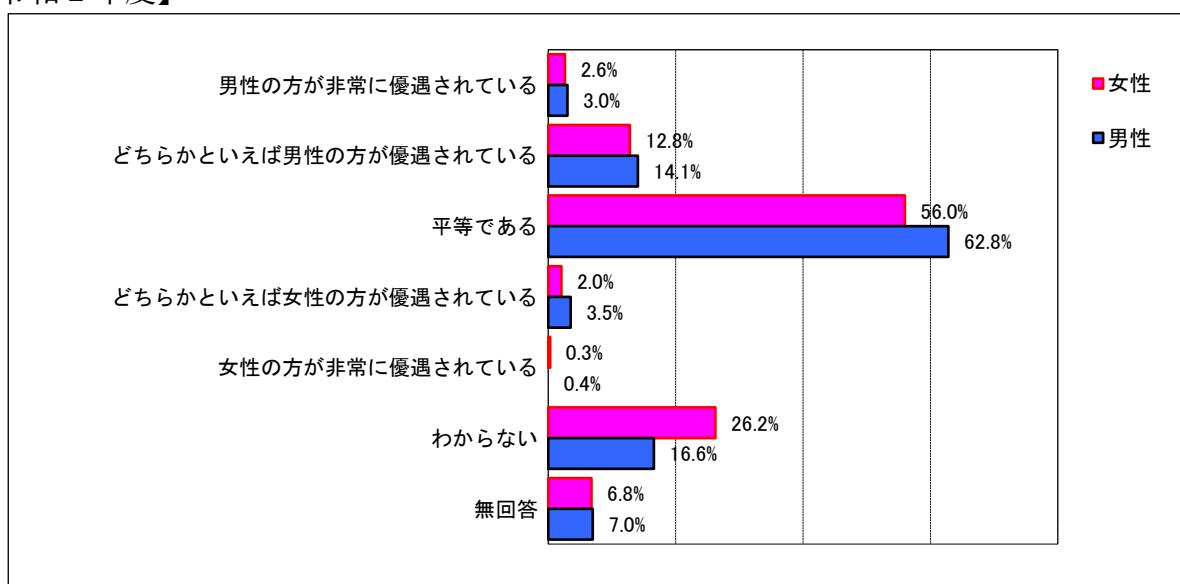
2020（令和2）年度に実施した意識調査結果では、学校教育は「（男女が）平等である」との回答が58.4%を占めていましたが、前回2011（平成23）年度調査の65.1%からその割合は減少していました。

家庭教育に関しては、「女の子も男の子と同等に経済的に自立して育てる方がよい」との回答が81.5%、「男の子にも炊事・掃除・洗濯など家庭に必要な技術を身に着けさせた方がよい」との回答が72.6%を占め、いずれの回答も前回調査と比較して、5ポイント以上上昇し、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる方がよい」との設問では、「賛成」は14.0%でしたが、前回31.0%を大きく下回っていました。これらの調査結果から家庭教育の観点では、男女共同参画に関する意識が浸透していることが伺えます。

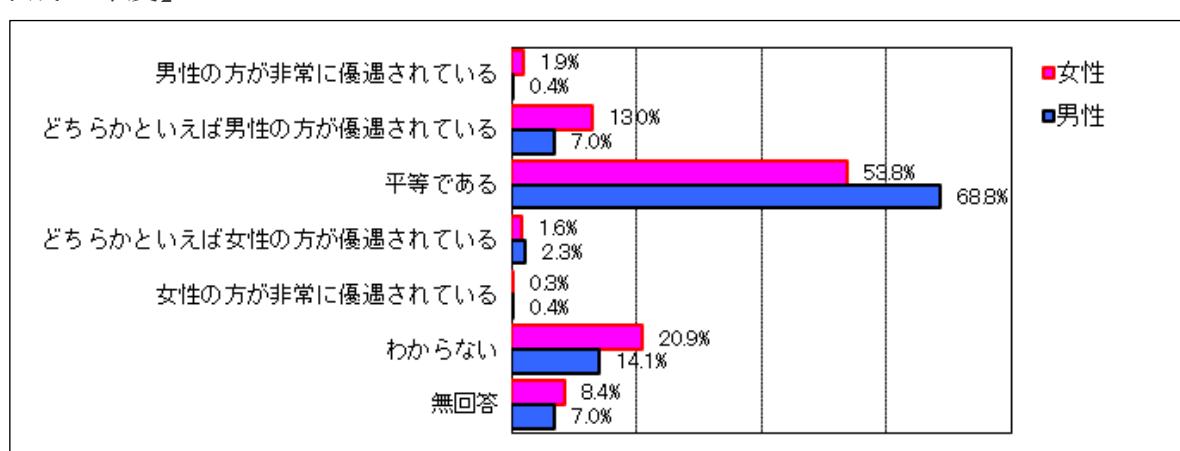
今後も家庭・学校・地域における教育推進に努め、意識だけではなく様々な行動の変容を促すことが必要です。

○学校教育の場において男女の地位は平等になっていると思いますか。

【令和2年度】



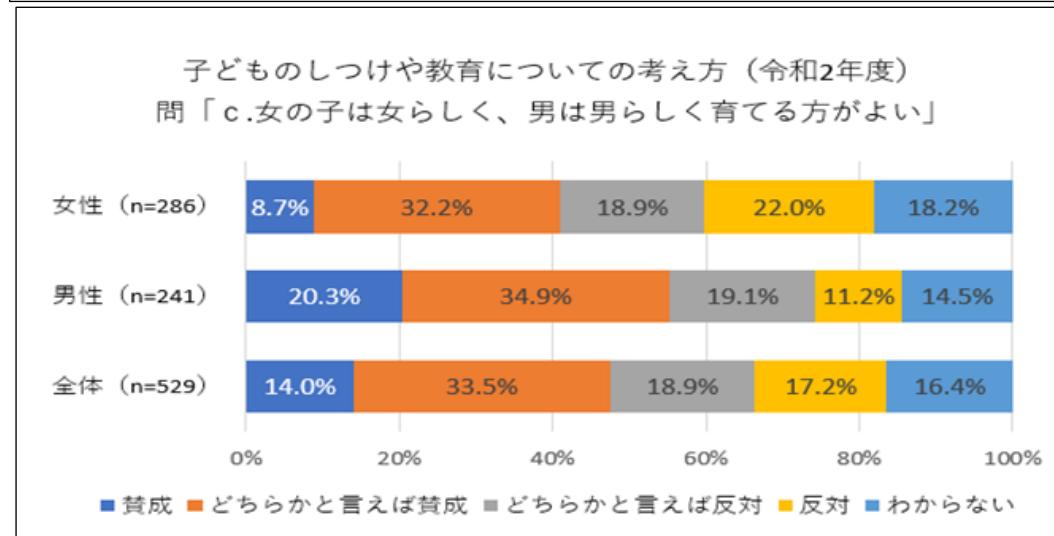
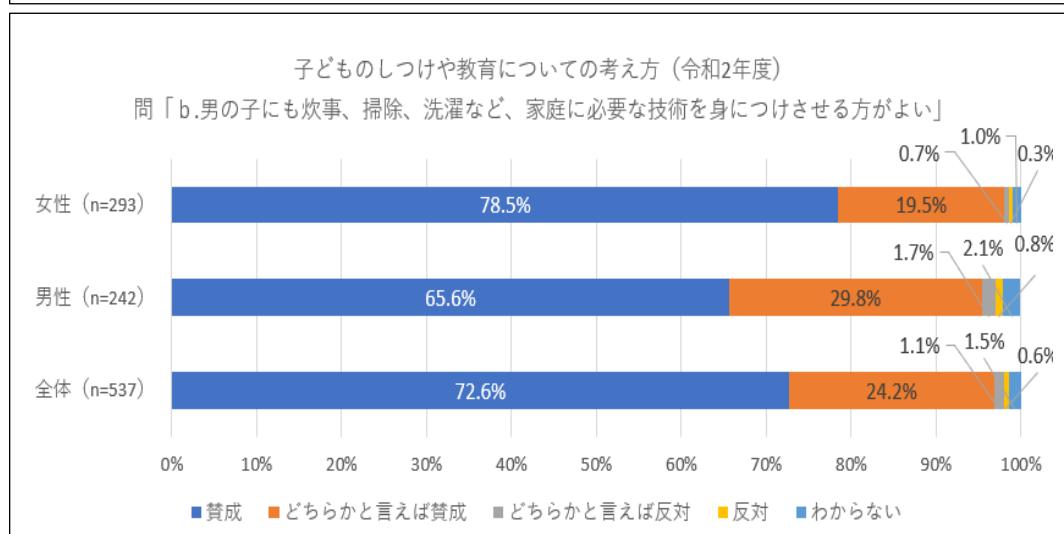
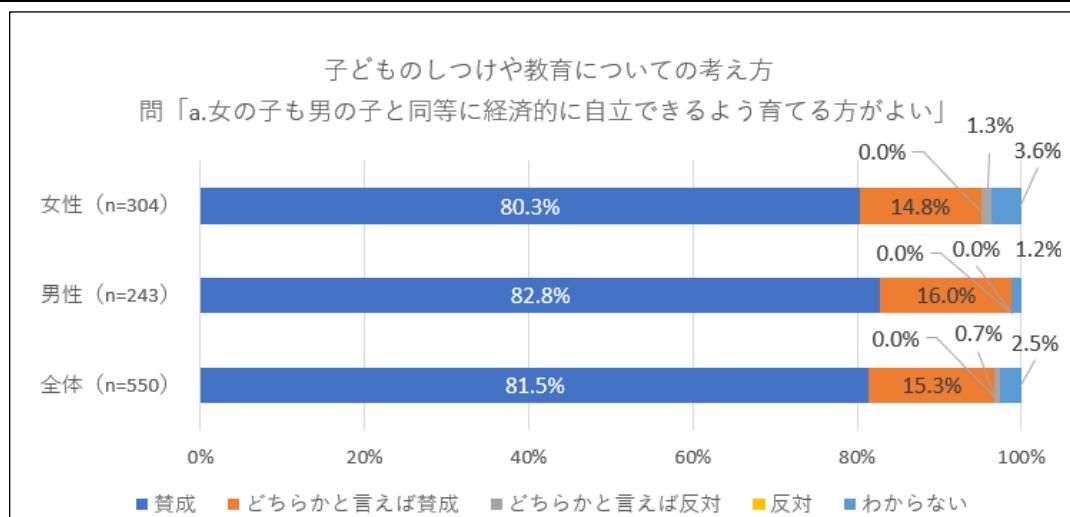
【平成23年度】



○ 家庭における子どもの育て方についておうかがいします。

男の子ども・女の子ども別にしつけ・教育で気づかっているものは何ですか。

	家事能力	職業能力	礼儀正しさ	行動力	たくましさ	やさしさ	協調性	自立心	忍耐力
男の子	42	125	358	144	108	223	196	252	148
	7.2%	21.3%	61.1%	24.6%	18.4%	38.1%	33.4%	43.0%	25.3%
女の子	159	59	399	65	38	363	198	201	93
	27.1%	10.1%	68.1%	11.1%	6.5%	61.9%	33.8%	34.3%	15.9%



資料：宇佐市「男女共同参画社会づくりのための意識調査」令和3年

施策の方向

重点課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進		
施策の方向	(1) 学校等における男女共同参画教育の充実	主な担当課
具体的な施策	① 男女共同参画に関する教育の推進	
	主な取組 男女共同参画意識を育てるとともに、人権教育を推進し、深く豊かな人間性の実現に努めます。	学校教育課 社会教育課 人権啓発・部落差別解消推進課
	② 教育関係者等への研修、講演会の開催	
	主な取組 男女共同参画の視点に立った教育を行うため、学校、幼稚園、保育所の教職員等に対して、研修機会を充実します。	学校教育課 子育て支援課 人権啓発・部落差別解消推進課
施策の方向	(2) 働く場における男女共同参画研修の充実	主な担当課
具体的な施策	① 企業内研修の推進	
	主な取組 働く男女の共同参画意識の定着を図り、職場はもとより、地域や家庭で生かせるよう、企業内研修の実施を働きかけます。	商工振興課 人権啓発・部落差別解消推進課
施策の方向	(3) 家庭・地域における男女共同参画学習の充実	主な担当課
具体的な施策	① 男女共同参画観に基づく、家庭づくりの啓発	
	主な取組 家庭における固定的な性別役割分担意識を改め、夫婦の新しいパートナーシップのあり方などについて啓発を行います。	人権啓発・部落差別解消推進課
	② 男女共同参画に基づく講座等の開催	
	主な取組 男女がともに参加し、楽しめる講座、学級等の開催を図るとともに、講座、学級等の中で男女共同参画学習に努めます。	社会教育課 人権啓発・部落差別解消推進課

重点課題3 豊かな国際感覚の育成と交流

【現状と課題】

本市においては、高齢化や若年層の市外への転出に起因して、近年外国人住民が増加し、コロナウイルス感染症が拡大する以前の2019（平成元）年末時点で外国人登録者数は750人となっており、直近5年間で1.5倍以上増加しました。しかし「共に生活していく」ための支援については、近年本格的に着手されたばかりです。

加えて、ハワイ州ホノルル市などとの自治体間交流や中高校生の海外短期留学の支援を行い、様々な文化に触れあうことが出来るよう環境整備を行ってきました。現在は海外との往来や交流が制限されていますが、コロナウイルス感染症を克服した際には、外国人住民や観光客が再び増加に転じることが想定されます。

よって、本市においても男女共同参画の視点に立った国際的な施策推進に今後も取り組むことが必要です。

施策の方向

重点課題3 豊かな国際感覚の育成と交流		
施策の方向	(1) 国際感覚の向上	
具体的な施策	① 世界規模での男女共同参画への理解	
	主な取組	国際的視野で、国連の取り組みや世界規模の女性問題、先進諸外国の意識や制度について情報を収集し、理解を深め啓発に努めます。
	② 国際的視野を身に付けた児童・生徒の育成	主な取組
	学校教育などにおいて、児童・生徒とALT（外国語指導助手）などとの交流を通じて語学力の向上や国際理解、異文化理解を深める教育を進めます。また、短期留学事業を創設し、中学生を海外などへ派遣して国際感覚の向上に努めます。	学校教育課 観光・ブランド課
	③ 講座等の開催	主な取組
	外国語教室や海外文化についての知識を得る機会を充実し、国際理解、国際感覚の向上を図ります。	社会教育課 人権啓発・部落差別解消推進課
施策の方向	(2) 国際交流活動の支援	
具体的な施策	① 国際交流の推進	
	主な取組	国際的視野を広げ、相互理解を深めるために、市民レベルの国際交流を推進します。そのため、国際協力活動を行うNGO※6やNPO※7と連携します。
	② 市民団体の育成・支援	
	主な取組	ハワイ州ホノルル市などとの友好親善都市交流など国際交流を行う市民団体の活動に対して支援するとともに、ボランティア団体の育成と交流活動を促進します。

基本目標Ⅱ 女性と男性のあらゆる分野への活躍推進

男女共同参画は、労働の場・地域・家庭等において男女が対等な関係に立ち、様々な活動に参画※8する機会が確保される必要があります。少子高齢化や人口減少により、労働力人口が減少していることから女性が働きやすい環境整備を進めることが必要です。

しかし、結婚や出産によって離職を余儀なくされる女性は少なくありません。また、家事・子育て・介護等の多くを女性が担っていることに起因して、女性の仕事と家庭の両立が厳しい環境に置かれていることから、今後は男女がともに能力と個性を発揮できる環境づくりが必要です。

また、従来から取り組まれてきた各種審議会における女性参画促進に加えて、地域防災においても女性の視点を入れた体制構築が求められており、取り組みの継続・強化が必要です。

市民の皆さんに期待される取り組み

- さまざまな意思決定の場に、男女がともに積極的に参加し、話し合いましょう。
- 男女がともに育児・介護休業制度等を積極的に活用しましょう。

事業者等に期待される取り組み

- 男性の仕事、女性の仕事などの先入観をなくし、個人の能力や意欲により仕事ができる環境づくりに努めましょう。
- 研修会などを行い、女性の人材育成に努めましょう。
- 男女ともに、育児・介護休暇制度を取得しやすい職場づくりに努めましょう。

重点課題1 政策・方針決定の場への女性の参画促進

【現状と課題】

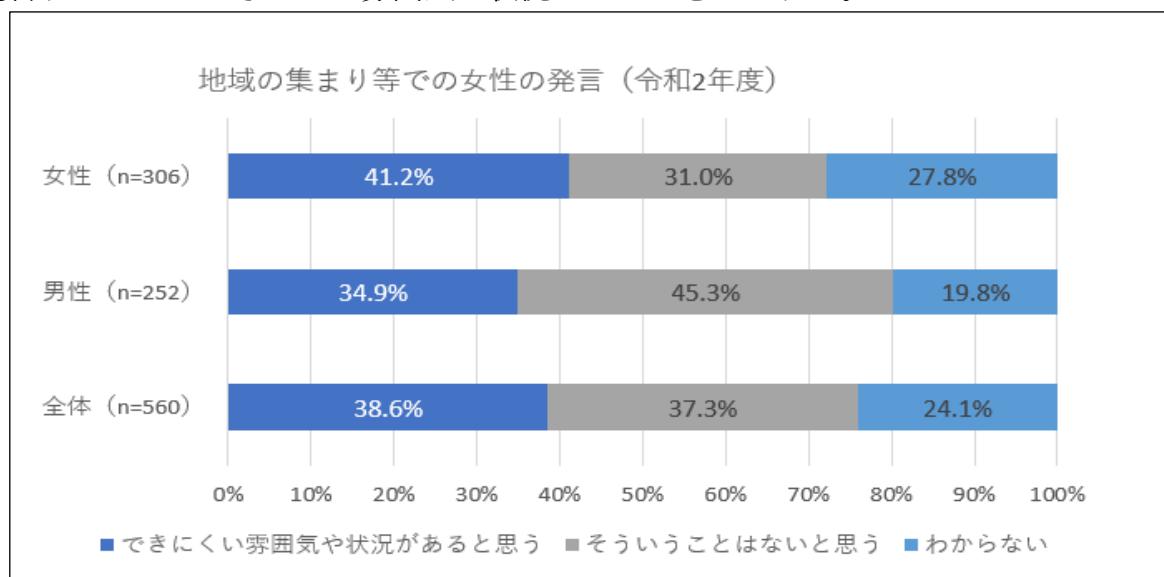
2020（令和2）年度に実施した意識調査では、「自治会などの集まりや作業の中で、女性も男性と共に参加したり、男性と同じように発言することができにくい雰囲気や状況はあると思いますか」との問い合わせに、「できにくい雰囲気や状況はあると思う」との回答の割合は38.6%となっており、前回調査では40.4%だったことから、10年間でほぼ変化は見られませんでした。

本市では、第二次宇佐市総合計画において、2019（令和元）年度迄の「女性の審議会等への登用率」の目標値を35%、2024（令和6）年度迄を目標値40%に設定し、全序的な取り組みを実施していますが、現状は25%前後を推移しています。

この様な状況は、本市だけではなく全国的に各種審議会等のみでなく職場や組織に共通するものであったことから、政府は2020（令和2）年に策定した第5次男女共同参画計画において「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との従来の方針を「2020年代の可能な限り早期に、指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう取り組みを進める」と改めました。

しかし、高齢化や人口減少に伴って、あらゆる分野での女性参画は必要であることから、本市では今後も様々な啓発活動を継続し、参画促進を図ることとします。

- 自治会などの集まりや作業の中で、女性も男性と共に参加したり、男性と同じように発言することができにくい雰囲気や状況はあると思いますか。



資料：宇佐市「男女共同参画社会づくりのための意識調査」令和3年3月

施策の方向

重点課題1 政策・方針決定の場への女性の参画促進		
施策の方向	(1) 各種審議会への女性の参画促進	主な担当課
具体的な施策	① 審議会等への男女共同参画	
	主な取組	市の審議会等について、男女いずれか一方の委員の割合を4割以上にすることを目標とします。
	② 審議会委員等の公募の拡大と各種団体からの女性の登用	
	主な取組	女性が市政に参画する機会を広げ、幅広い分野からの参画してもらうため、公募制度を積極的に活用します。
	③ 女性の意識の啓発	
	主な取組	女性が政策や方針決定の場に積極的に参画する意識を高めるため、講座や広報等を活用し、啓発に努めます。
	(2) 職場における女性の登用促進	主な担当課
	① 女性職員の管理職への登用	
	主な取組	女性職員について、管理職、役職への登用を促進します。また、企業・事業者に対し、女性の積極的な登用について理解と協力を求めます。
具体的な施策	② 男女の職員の職域拡大	
	主な取組	男女の職員の職域拡大に努めるとともに、採用配置について性別で区別することのないよう行います。また、企業・事業者に対し、男女の職域拡大について理解と協力を求めます。
	(3) 女性と人材育成の確保	主な担当課
具体的な施策	① 女性の人材育成	
	主な取組	女性リーダー育成のための各種研修、学習機会の充実とともに、女性の自主的な学習を支援します。また、子育て中の女性の積極的な参加を促すため、託児所や授乳室等について配慮していきます。

○指標及び目標値

指標	計画策定期(R3年度)	目標値(R8年度)
各種審議会等への女性委員の登用率	24.8%	40%
市の管理職員の内女性の割合	16.1%	20%

重点課題2 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

【現状と課題】

2020（令和2）年度に実施した意識調査では、家庭内の役割分担について「家計の管理」「食後の片付け」「掃除・洗濯」「PTAへの出席」について、「主に妻（が担っている）」との回答が7割を上回る一方で「町内行事等への参加」については、「主に夫」との回答が約半数を占めていました。

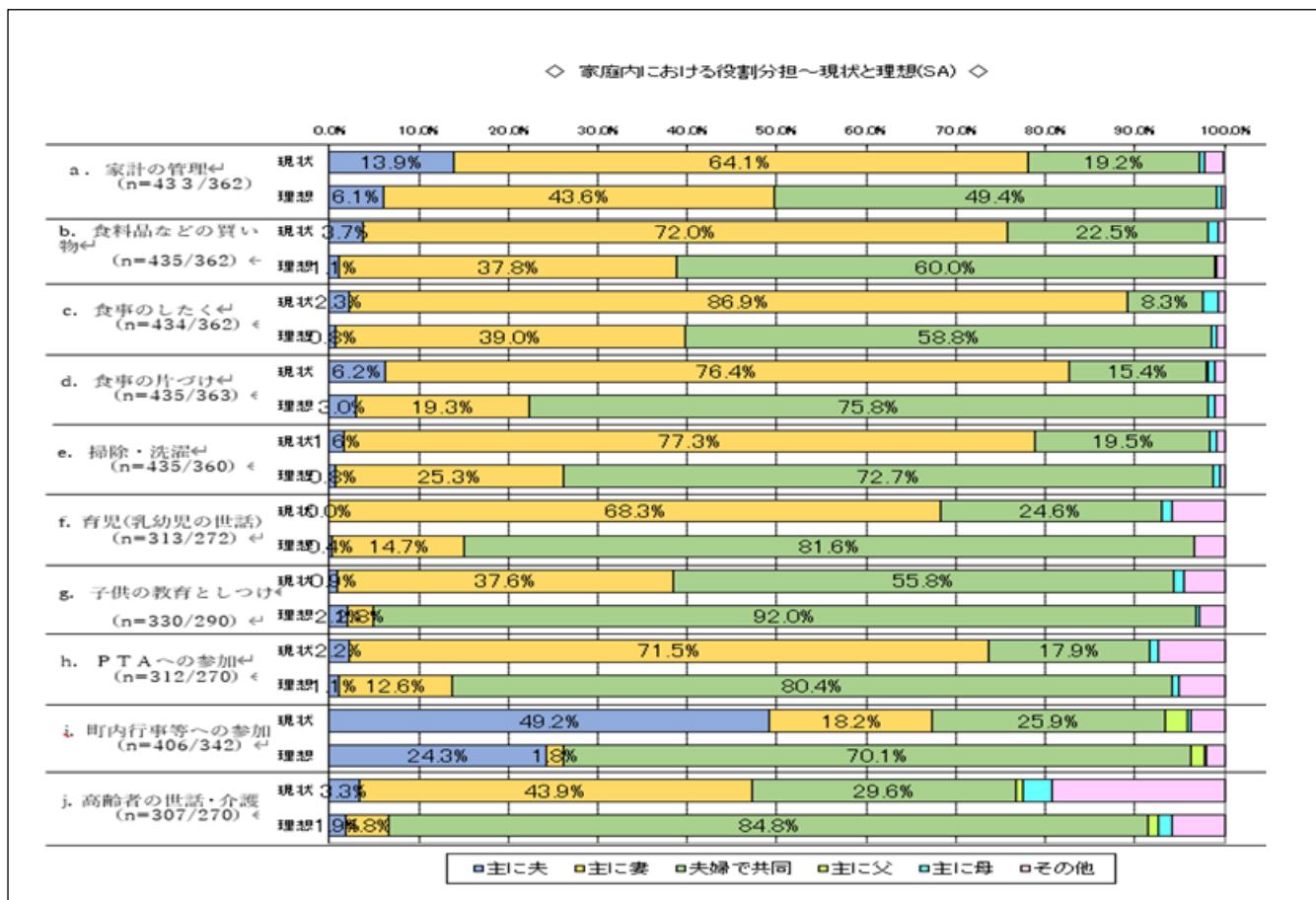
「自治会やPTA等の役職、議員や行政委員への女性の進出が進まない原因」についても調査を実施しましたが、「男性優位の社会の仕組みや制度がある」「男性がなるほうがよい（なるものだ）と思っている人が多い」「女性は指導力が低いというような女性の指導力に対する偏見がある」「女性自身が役職に対する関心やチャレンジ精神がない」との回答の割合が多くなっていました。

「男性は仕事」「女性は家庭」といった考え方は、前述のとおり徐々に薄れています。しかし、実際は「夫婦共同」を理想としながら、家庭内では依然として女性の負担が大きいことが、調査結果から伺えます。

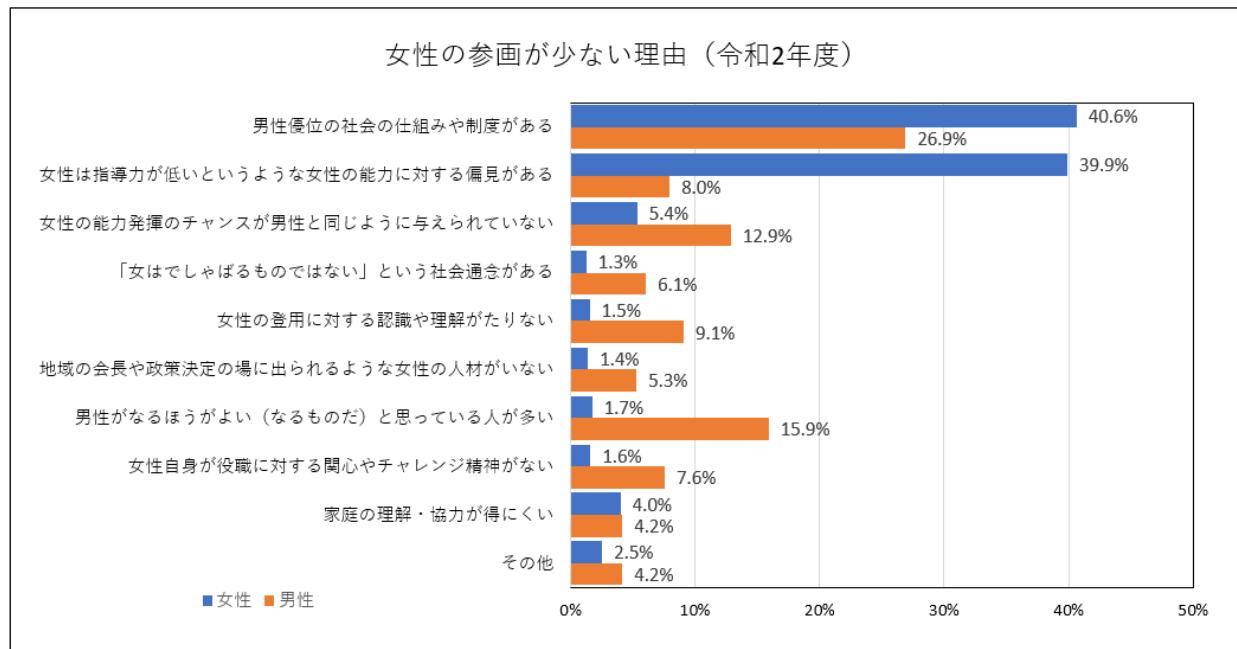
この様な現状の改善に向けては、長時間労働を前提とした働き方や家庭や地域のことは男性が決定するとの考え方の見直しが必要であり、今後も各企業や地域組織に対する教育・啓発活動を継続することが求められます。

加えて、講演会や各種研修を通じて、家庭内での役割分担の再考や男性の家事・介護への参画を促すことも必要です。

- あなたの家庭では、次の役割分担を誰がしていますか。あなたの家庭にあてはまる現状とあなたの理想を教えてください。



- 女性の社会進出が進んでいますが、議員や審議会委員、町内会の長などにはまだ女性が少ないので現状です。このように男女の参画が少ない理由は何だと思いますか。



資料：宇佐市「男女共同参画社会づくりのための意識調査」令和3年3月

施策の方向

重点課題2 家庭・地域社会における男女共同参画の推進		
施策の方向	(1) 家庭における男女共同参画の推進	
具体的な施策	① 家族としての責任を担う家庭生活の推進	
	主な取組	男女がともに家事・育児、介護などの家庭責任を担う意識の高揚を図るため、講演会や講座等の開催に努めます。
	② 夫婦育児教室への参加促進	
	主な取組	男性が女性の妊娠・出産を理解し、家庭での育児をともに担えるよう、夫婦参加型の育児教室等の開催、参加促進を図ります。
	③ 男性の家事・育児・介護への参加促進	
	主な取組	もうすぐパパママ教室の開催や各種情報等の提供により、男性の家庭参画への促進を図ります。
	④ 育児・介護休暇取得の促進	
	主な取組	男性の育児・介護への積極的参加のため、育児休業や介護休業制度等の普及や取得促進に努めます。
	主な担当課	
		社会教育課 人権啓発・部落差別解消推進課

施策の方向	(2) 地域活動への男女共同参画の推進		主な担当課
具体的な施策	① 固定的な役割分担意識の是正のための啓発		
	主な取組	地域活動において、固定的な役割分担意識に基づく習慣やしきたり等により、男女の不平等がないよう、見直しや是正のための啓発を図ります。	人権啓発・部落差別解消推進課
具体的な施策	② 地域における啓発の推進		
	主な取組	男女共同参画のための地域住民の意識高揚を目的とした講演会などの開催について、積極的な開催を図ります。	総務課 人権啓発・部落差別解消推進課
施策の方向	(3) 男女がともに支え合う防災・災害復興対策の推進		主な担当課
具体的な施策	① 男女共同参画の視点からの防災		
	主な取組	防災関係の計画づくりや施策に男女共同参画の視点を取り入れます。	危機管理課
	② 男女共同参画の視点からの防災の実践		
具体的な施策	主な取組	地域内の防災点検、防災訓練などを男女が協力して行い、地域で一体となった防災体制づくりを推進します。	危機管理課
	③ 避難時における配慮		
	主な取組	災害発生後の避難場所の開設や、避難場所の運営・管理などにおいて、男女のニーズの違いに配慮するとともに、女性の安全やプライバシーの確保に努めます。	危機管理課

重点課題3 働く場における男女平等の推進

【現状と課題】

2020（令和2）年度に実施した意識調査では、「職場における男女の地位は平等になっていると思いますか」との問い合わせに対して、「男性の方が非常に優遇されている」（14.5%）「どちらかといえば男性の方が優遇されている」（45.2%）との回答が約6割を占めていました。

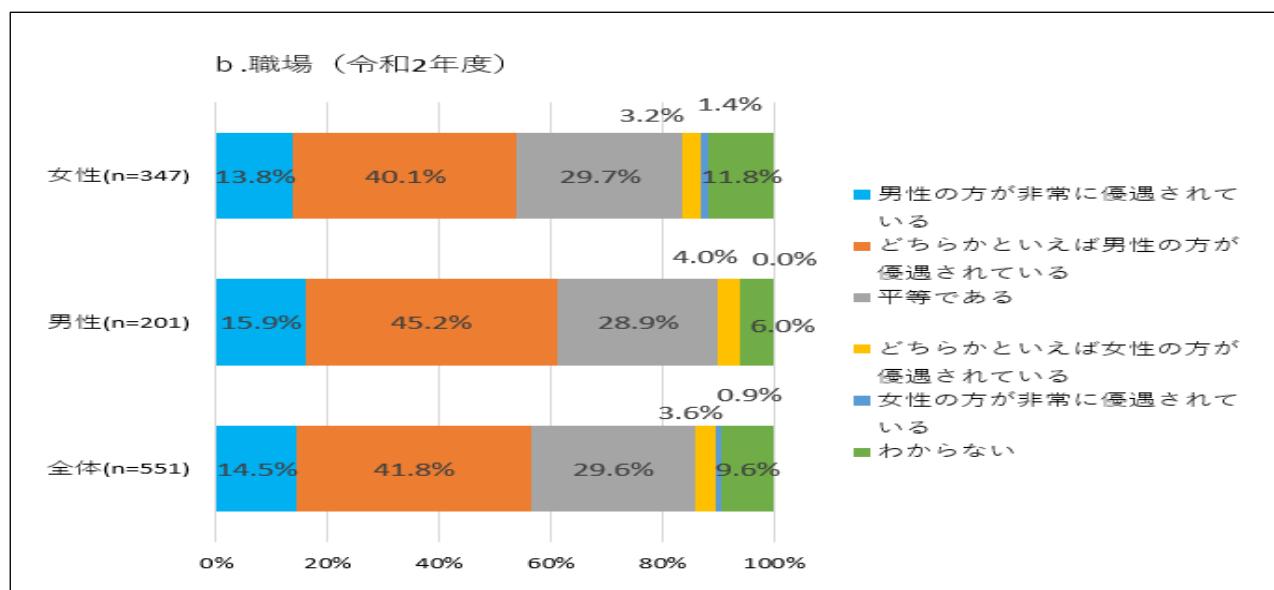
また、「あなたの今の職場では、女性は男性に比べて仕事の内容や待遇面で差別されていると思いますか」との問い合わせには、「そのようなことはないと思う」との回答が（57.0%）を占めていました。

一方で「女性が差別されていると思う」との回答は（22.8%）を占めており、その要因として「賃金に格差がある」（26.5%）「昇進・昇格に差別がある」（17.8%）「女性を幹部職員に登用しない」（9.6%）「結婚したり子どもが生まれたりすると勤めにくく雰囲気がある」（9.6%）が挙げられていました。

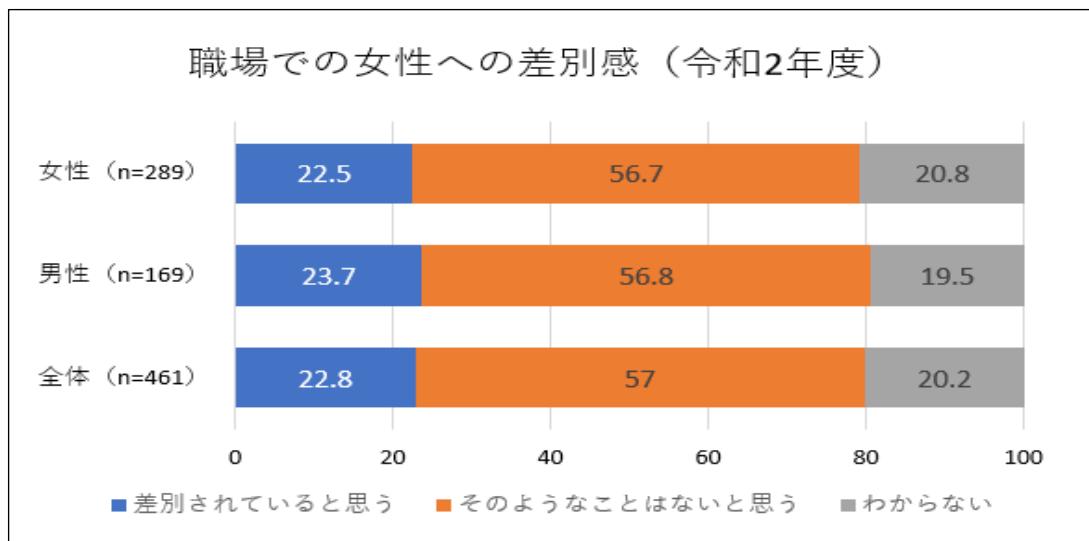
男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等による法制度整備によって、女性の就業者数は2019（令和元）年には3,000万人を超えていましたが、現状としては未だ課題が存在することが調査結果からも示されています。

今後も育児・介護等に関する女性への負担軽減や関係法令の周知に関する周知啓発に努め、労働環境整備を図ることが必要です。

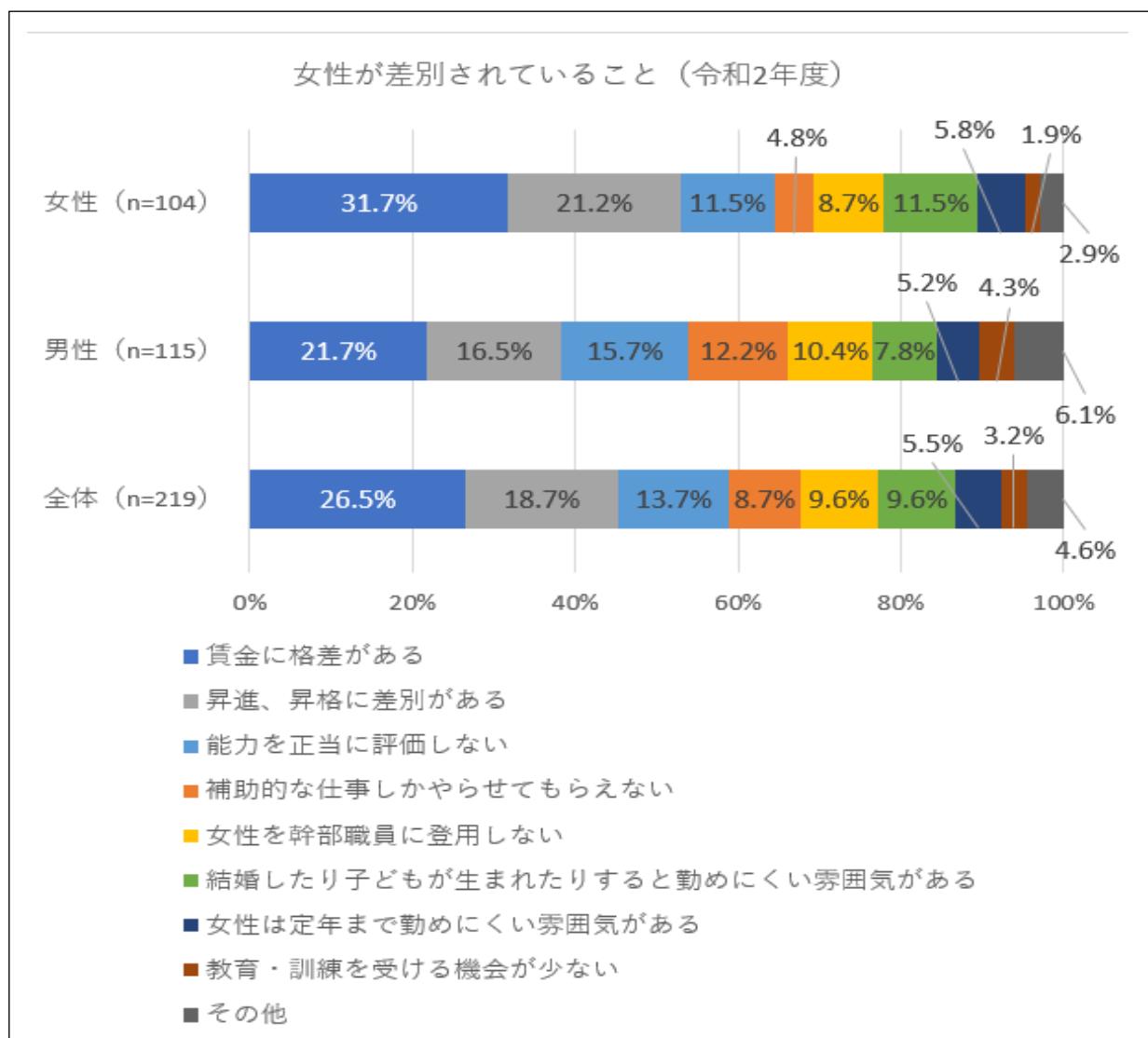
- 職場においてにおいて男女の地位は平等になっていると思いますか。



- あなたの今の職場では、女性は男性に比べて仕事の内容や待遇面で差別されていると思いますか。



- 差別されているのは具体的にどのようなことですか。



資料：宇佐市「男女共同参画社会づくりのための意識調査」令和3年3月

施策の方向

重点課題3 働く場における男女平等の推進		
施策の方向	(1) 働く場における男女の均等な機会と公平な待遇の確保	
具体的な施策	① 男女の雇用機会均等についての啓発	
	主な取組	国・県・関係機関・関係諸団体と連携を図りながら、男女の雇用の機会均等と待遇の均等について周知並びに啓発に努めます。
	② 企業訪問による男女共同参画の推進	
	主な取組	人権擁護委員協議会と連携し、企業に対し男女の雇用機会均等、公平な待遇の確保、職域拡大等について理解を求めていきます。
	③ 労働関係法令の周知	
	主な取組	労働関係法令の周知を図り、事業主、労働者がともに制度について十分に理解をし、活用できるように努めます。
具体的な施策	② 育児・介護休業を取得しやすい環境整備	
	主な取組	仕事と育児、介護を両立しながら働き続けることができるよう、男女がともに取得できる育児休業、介護休業制度について周知を行います。
	③ 働く女性の母性保護	
	主な取組	働く女性に対する母性保護のための正しい知識の普及と、職場における健康管理対策及び労働環境の整備について関係機関と連携して周知に努めます。
施策の方向	(3) 就業条件向上についての啓発	
具体的な施策	① 就業条件向上についての啓発	
	主な取組	パートタイム労働法、労働者派遣法、家内労働法等について啓発を行い、多様な就業形態における就業条件の整備を進めます。また、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ります。

施策の方向	(4) 自営業・農林漁業従事者等の生活・就労環境の整備		主な担当課
具体的な施策	① 自営業・農林漁業従事者等の労働・生活環境の改善		
	主な取組	家内労働者の労働条件の向上と生活の安定に向け支援します。また、農林漁業に従事する女性の地位向上を図るため、労働時間の整備や労働報酬の取り決め等を行う家族経営協定※9の締結を推進し、労働・生活環境改善を支援します。	商工振興課 農政課 林業水産課
	② 農林漁業経営者への参画支援		
	主な取組	女性が農林漁業の担い手として技術や知識を習得するため、各種研修、講演会等の開催に努めます。	農政課 林業水産課
③ 起業家の育成支援			
主な取組	女性、若手経営者等を対象に講座を開催し、人材育成を推進します。	商工振興課	

○指標及び目標値

指 標	計画策定期 (R3年)	目標値 (R8年度)
男性の育児休業取得率	6.7%	20%

重点課題4 働き続けるための支援体制の整備

【現状と課題】

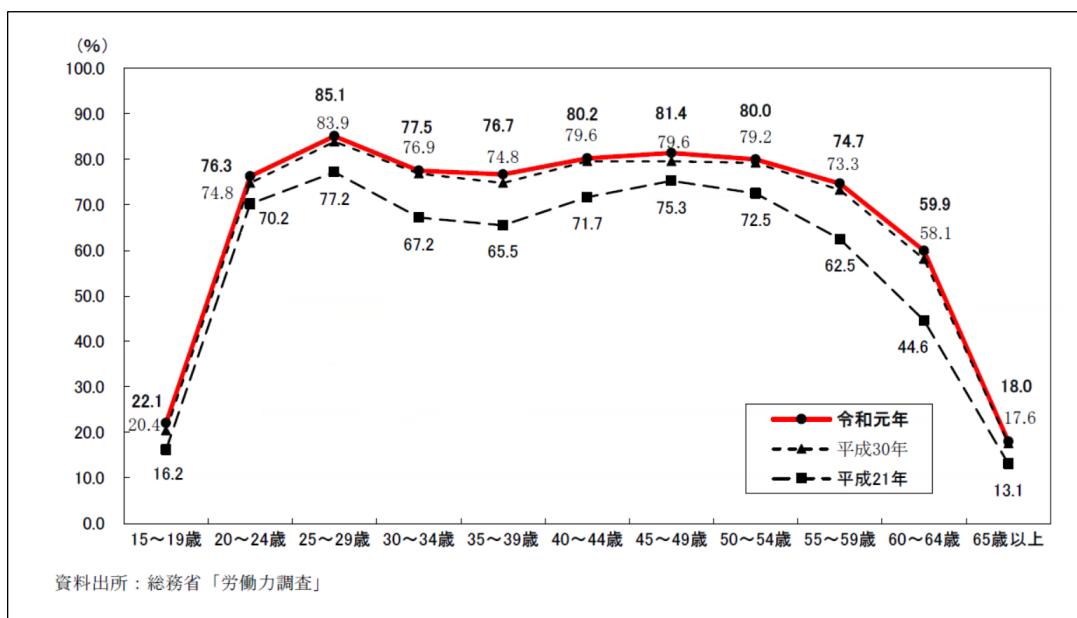
2020（令和2）年度に実施した意識調査では「女性が仕事を続けていくためにはどのような支援改善が必要だと思いますか」との問い合わせに対して、「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」（28.7%）「育児や介護のための施設を充実すること」（19.0%）「育児や介護の休業利用者が不利益な扱いを受けず、身分保障をされていること」（16.2%）と回答した割合が多くなっていました。

これらの回答は、女性労働者が30歳前後の結婚・出産・育児を機に離職し、その後再度就業する「M字曲線※10」と言われる労働慣行に起因していることが伺えます。

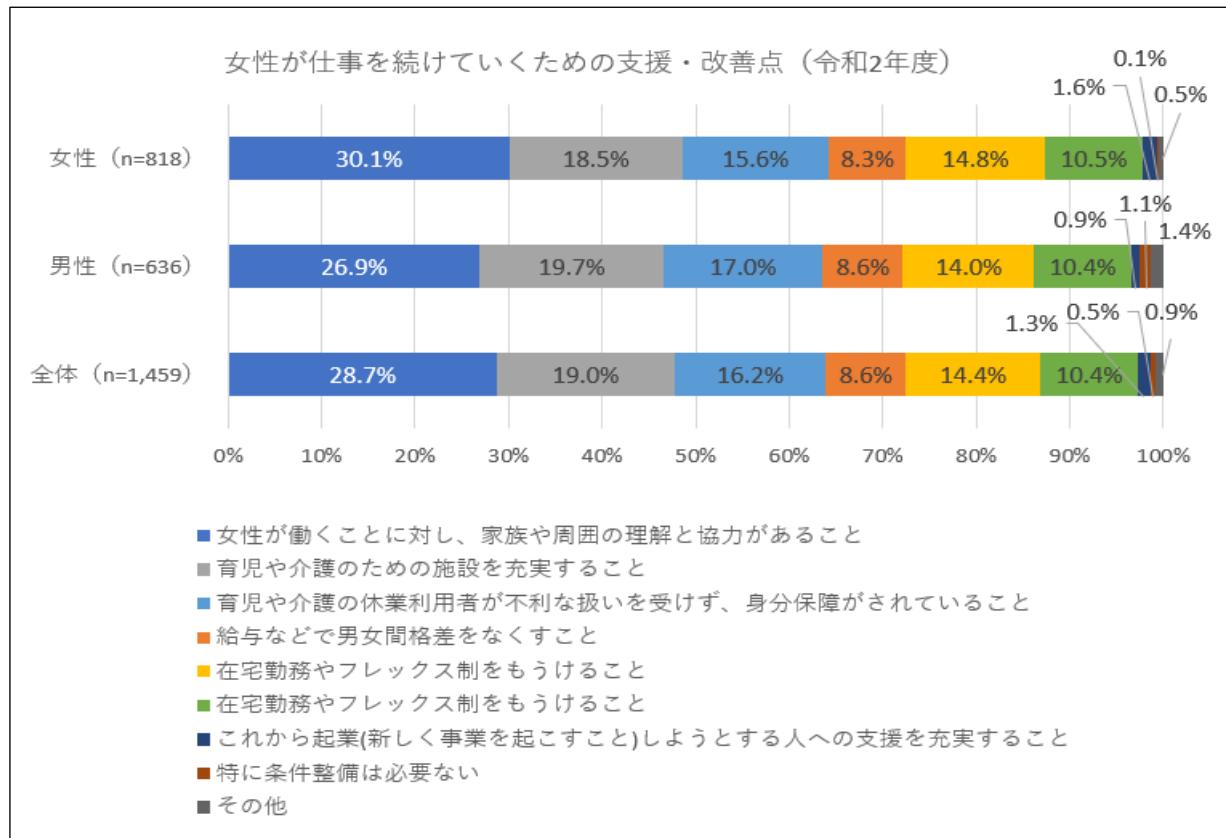
本市においても過疎化や高齢化により、労働力人口は今後も減少を続けることが想定されることから、男性・女性ともに働き続けることができる環境整備が必要です。

そのためには、賃金を始めとした労働条件が男性・女性で平等であり、適法な労働条件の下で働くことができる条件整備を図り、女性が自らの意思により働き続けることができる体制構築が必要です。

女性の年齢階級別労働力率



○ 女性が仕事を続けていくためには、どのような支援改善が必要だと思いますか。



○ あなたは男女共同参画社会の実現のために、行政にどのようなことを望みますか。

項目	人数	割合
保育・介護・家事「サービスや関連施設の充実」	262	18.5%
育児・介護休業制度の「導入徹底」	166	11.7%
職業訓練、就業情報の提供等、女性の「就業支援」	127	9.0%
企業や事業主に対する「啓発活動」	122	8.6%
資格取得等のための「各種職能講座の実施」	121	8.5%
学校教育における「男女平等教育の充実」	110	7.8%
男性の男女共同参画社会に対する「意識啓発」	100	7.1%
政策決定の場への「女性の登用促進」	91	6.4%
男女共同参画社会づくりのための「拠点施設の整備」	73	5.1%
女性の男女共同参画社会に対する「意識啓発」	64	4.5%
女性のための「相談業務の拡充」	62	4.4%
暴力等被害から逃れるための「駆け込み寺」	36	2.5%
女性の問題の「学習・研修の実施充実」	25	1.8%
公聴会等による「行政への意見反映」	23	1.6%
性的被害等を受けた女性への「カウンセリング」	18	1.3%

資料：宇佐市「男女共同参画社会づくりのための意識調査」令和3年3月

施策の方向

重点課題4 働き続けるための支援体制の整備

施策の方向	(1) 就業機会の拡大		主な担当課
具体的な施策	① 再雇用制度の普及促進		
	主な取組	結婚・育児・介護等で仕事を一時中断し、その後再就職を希望する女性に対し、再就職しやすいような各種情報の提供を行うとともに、企業等に雇用機会の拡大を働きかけます。	商工振興課 人権啓発・部落差別解消推進課
具体的な施策	② 職業能力開発の支援		
	主な取組	就業しようとする女性に対し、必要な職業訓練等の情報を提供し、職業人として自立が図れるよう支援します。	商工振興課
施策の方向	(2) 働く男女の子育て支援		主な担当課
具体的な施策	① 多様な就労形態にあった保育の充実		
	主な取組	働く親の子育て支援として、多様な就労形態に対応するため、時間延長保育や病児保育など、保育環境の整備に努めます。	子育て支援課
	② 安心して社会参画できる子育て支援の充実		
具体的な施策	主な取組	子育て中の親に対して年齢に応じて育児相談を受け付けます。さらに必要とする子どものための保育事業や乳児保育事業の充実に努めます。	子育て支援課
	③ 児童の放課後対策として、子ども達がのびのび		
具体的な施策	主な取組	遊べる公園等の確保や、子育て対策も合わせた放課後健全育成事業（児童クラブ）の充実に努めます。	都市計画課 子育て支援課 社会教育課
施策の方向	(3) 働く男女の高齢者介護支援		主な担当課
具体的な施策	① 介護支援にかかわる情報の提供		
	主な取組	介護にかかわる情報の提供に努め、介護がスムーズに行われるよう支援します。	介護保険課
施策の方向	(4) 働く男女の健康増進		主な担当課
具体的な施策	① 健康づくり教室の充実		
	主な取組	働く男女を対象にした健康づくり教室の開催を推進します。	健康課
	② 健康意識の啓発と健診機会の充実		
具体的な施策	主な取組	企業・事業所等で働く男女の健康意識の啓発に努めます。また、働きながらでも健診が受けやすいよう日曜健診など機会の拡大を図ります。	健康課

基本目標Ⅲ 健康の増進と福祉の充実

男性・女性がともに助け合い、心豊かに暮らしていくことができる社会実現のためには、生涯を通して心と体が健康であることが大切です。

特に、女性は思春期、出産期、子育て期、更年期、及び高齢期の各ライフステージに応じた健康づくりを図っていく必要があります。

また、本市では高齢者のみの家庭、障がい者（児）がいる家庭、ひとり親家庭等様々な家族形態が存在し、いずれの家庭も安心して生活できる環境づくりが求められており、情報提供・相談業務等を充実させ、生活安定と自立促進を図っていく必要があります。

市民の皆さんに期待される取り組み

- ひとりで抱え込まず、さまざまな相談機関やサービスを利用しましょう。
- 市が実施する健康診断等については、積極的に受診しましょう。
- 育児・介護サービスを利用し、お互いに助け合いましょう。

事業者等に期待される取り組み

- 女性が結婚・出産をしても、働き続けることができる職場環境を作りましょう。
- 積極的に健康診断等を受診できる環境整備に努めましょう。

悩みごとに関する相談窓口

☆ 宇佐市役所 健康課 健康増進係 0978-27-8137（直通）

月～金（祝日・年末年始除く）8時30分～17時

☆ 宇佐市役所 福祉課 障害者福祉係 0978-27-8141（直通）

月～金（祝日・年末年始除く）8時30分～17時

☆ 大分県北部保健所 地域保健課 疾病対策班 0979-22-2210

月～金（祝日・年末年始除く）8時30分～17時15分

☆ 思春期こころの相談 月2回実施 予約先 0978-37-1605（せせらぎ教室）

10～20代の方、その保護者や家族を対象とした臨床心理士による個別相談

月～金（祝日・年末年始除く）9時～16時

☆ よりそいホットライン 0120-279-338

毎日24時間対応

☆ 大分いのちの電話 097-536-4343

毎日24時間対応

☆ こころの電話（大分県こころとからだの相談支援センター）097-542-0878

月～金（祝日・年末年始除く）9時～12時、13時～16時

☆ LINE相談 ID検索@yorisoi-chat（生きづらびっと）

月曜日・火曜日・木曜日・金曜日・日曜日 17時から22時30分

（22時まで受付）

水曜日 11時から16時30分（16時まで受付）

QRコードから友達追加が出来ます。



重点課題1 生涯にわたる健康の維持・増進

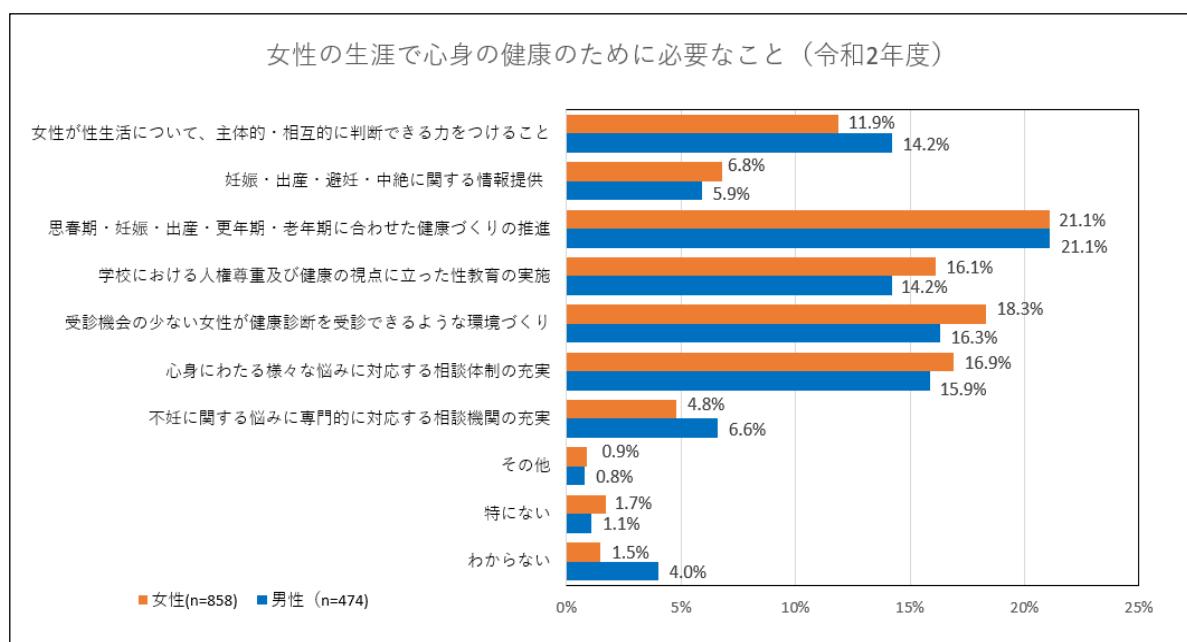
【現状と課題】

2020（令和2）年度に実施した意識調査では「女性が生涯にわたり心身ともに健康するために、どのようなことが大事だと思いますか」との問い合わせに対して、女性からの回答は「思春期・妊娠・出産・更年期・老年期に合わせた健康づくりの推進」（21.1%）、「受診機会の少ない女性が健康診断を受診できるような環境づくり」（18.3%）、「心身にわたる様々な悩みに対応する相談体制の充実」（16.9%）と年齢に応じた健康診断や相談体制の充実を求める回答が多く寄せられていました。

妊娠婦、乳幼児の健康増進は、妊娠婦の心身の健康保持と乳幼児の健全な育成のため、思春期からの健康教育や相談など一貫した保健体制の整備充実を図る必要があります。

また、子育て期から高齢期の女性を対象とした健康診断や相談体制の充実に努めながら、生涯を通して心身ともに穏やかに生活できるよう支援していくことが必要です。

○妊娠・出産を担う女性は、男性と異なった体や心の問題に直面することがありますが、女性が生涯にわたり心身ともに健康のために、どのようなことが大事だと思いますか。



資料：宇佐市「男女共同参画社会づくりのための意識調査」令和3年3月

施策の方向

重点課題1 生涯にわたる健康の維持・増進			
施策の方向	(1) 妊産婦・乳幼児への保健施策の充実		主な担当課
具体的な施策	① 母性保護についての啓発		
	主な取組	妊婦と出産に関する女性の意思を尊重しながら、安心して子どもを産めるように、男女で参加するもうすぐパパママ学級や学校における性教育等を推進し、母性保護についての知識の普及に努めます。	学校教育課 子育て支援課 健康課
	② 妊産婦、乳幼児の健康の維持増進		
	主な取組	妊産婦、乳幼児の健康の維持増進を図るために、検診や保健教育・相談・指導について、男性の理解と参加に努め、実施します。	子育て支援課 健康課
	③ 乳幼児医療費給付事業の促進		
	主な取組	乳幼児の健康保持及び保護者の経済的負担を軽減する乳幼児医療費給付事業を推進します。	子育て支援課
施策の方向	(2) 健康の維持増進対策の充実		主な担当課
具体的な施策	① 健康づくりの啓発		
	主な取組	健康づくりの講座等や健康教室を開催するとともに、必要な情報提供に努め、健康に対する認識を深めていきます。	健康課
	② 生活に応じた学習機会の提供		
	主な取組	人権尊重と生命尊重の精神に基づき、年齢や発達段階に応じ、男女がお互いの性について正しく認識するため、すべての年代、生活に応じた学習機会の提供や啓発に努めます。	学校教育課 社会教育課 人権啓発・部落差別解消推進課
	③ 健診体制、健診内容の充実		
	主な取組	生活習慣病の予防やがんの早期発見・早期治療につながるよう健診体制、健診内容の充実に努め、健康増進を推進します。	健康課
	④ 健康相談の充実		
	主な取組	健康で豊かな生活を送るため、ライフステージに応じた健康相談の充実を図ります。	健康課
	⑤ スポーツ等の環境整備と人材育成		
	主な取組	スポーツやレクレーションを楽しめる環境づくりを推進し、スポーツ大会、行事、講演会等の開催に努めます。また、スポーツクラブ等の育成や指導者の充実に努めます。	健康課 文化・スポーツ振興課

施策の方向	(3) 生涯を通じた健康づくりの推進		主な担当課
具体的な施策	① 生涯を通じた健康の保持促進		
	主な取組	ライフステージに応じた健康相談や健康づくりの講座等を開催し、健康に対する認識を深めて行きます。	健康課
	② 健診体制の充実強化		
	主な取組	がんの早期発見、生活習慣病の予防等のため、健診体制の充実強化を図ります。	健康課
	③ 妊娠・出産等に関する健康支援		
	主な取組	母子健康事業に関する正しい知識の普及と育児不安の軽減を図ります。	健康課 子育て支援課

重点課題2 安心して暮らせる福祉施策の充実

【現状と課題】

本市の2021（令和3）年9月現在の高齢化率は36.9%となっており、高齢化は急速に進展していますが、各種教室や制度の充実に務めながら、高齢者が自立して生活できる環境づくりに努める必要があります。

また、高齢者や障がい者（児）の介護・看護は女性が担っている事例が多く、負担軽減への配慮が必要であり、相談業務や支援サービスの充実を図ることが必要です。

近年本市では、ひとり親家庭が増加するとともに、コロナウイルス感染症拡大の影響等により、経済的・精神的にも厳しい状況に置かれている状況も報告されています。

このような事例については、経済的基盤の強化や安定を図ることができるよう支援のための取り組みが必要です。

また、建築物や道路などのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化については、本庁者・各支所をはじめ、多くの施設で実施されてきました。今後も「すべての人にやさしい街づくり」観点から取り組みを継続します。

施策の方向

重点課題2 安心して暮らせる福祉施策の充実		
施策の方向	(1) ひとり親家庭等に対する福祉施策の向上	
具体的な施策	① 施設入所や緊急一時保護等の支援	<p>主な取組 母子生活支援施設への入所や緊急一時保護等によりひとり親家庭等が経済的、精神的に自立できるように支援します。また、病気や出産、残業などで一時的に保育が必要になった場合に子どもを預かる子育て短期支援事業に取り組みます。</p>
	② 母子・寡婦福祉資金貸付の推進	<p>主な取組 経済的自立と生活意欲の助長を図るため、資金貸付事業を推進するとともに、貸付対象世帯のニーズに対応した援助指導を行います。</p>
	③ 福祉医療費助成の推進	<p>主な取組 ひとり家庭等の健康保持及び経済的負担を軽減するため、医療費を助成します。</p>
	④ ひとり親家庭等の雇用機会の確保	<p>主な取組 就労に有利な知識・技能取得のための講座を開催したり、資格取得を支援します。 また、関係機関との連携により、ひとり親家庭等の雇用機会の確保に努めます。</p>

施策の方向	(2) 障がい者福祉サービスの充実					
具体的な施策	<p>① 生涯を通じた健康の保持促進</p> <table border="1"> <tr> <td>主な取組</td><td>障がい者（児）の自立と社会参加のため、日常生活用具給付など各種事業を推進します。</td><td>福祉課</td></tr> </table>			主な取組	障がい者（児）の自立と社会参加のため、日常生活用具給付など各種事業を推進します。	福祉課
主な取組	障がい者（児）の自立と社会参加のため、日常生活用具給付など各種事業を推進します。	福祉課				
<p>② 重度医療費給付の推進</p> <table border="1"> <tr> <td>主な取組</td><td>障がい者（児）の健康保持及び経済的負担を軽減するため、医療費を給付します。</td><td>福祉課</td></tr> </table>			主な取組	障がい者（児）の健康保持及び経済的負担を軽減するため、医療費を給付します。	福祉課	
主な取組	障がい者（児）の健康保持及び経済的負担を軽減するため、医療費を給付します。	福祉課				
<p>③ 在宅環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>主な取組</td><td>障がい者が安心して暮らせるように、住宅改修を助成し、環境の整備に努めます。</td><td>福祉課</td></tr> </table>			主な取組	障がい者が安心して暮らせるように、住宅改修を助成し、環境の整備に努めます。	福祉課	
主な取組	障がい者が安心して暮らせるように、住宅改修を助成し、環境の整備に努めます。	福祉課				
<p>② 障がい者福祉サービスの充実</p> <table border="1"> <tr> <td>主な取組</td><td>相談支援事業所の充実を図り、地域の福祉拠点として、高齢者のワンストップ相談窓口機能の充実を図ります。</td><td>福祉課</td></tr> </table>			主な取組	相談支援事業所の充実を図り、地域の福祉拠点として、高齢者のワンストップ相談窓口機能の充実を図ります。	福祉課	
主な取組	相談支援事業所の充実を図り、地域の福祉拠点として、高齢者のワンストップ相談窓口機能の充実を図ります。	福祉課				
施策の方向	(3) 高齢者福祉サービスの充実					
具体的な施策	<p>① 在宅介護者の支援</p> <table border="1"> <tr> <td>主な取組</td><td>認知症の高齢者を介護する家族向けの介護学習会や、介護者同士の相談の場をつくり、介護体験の共有や情報の提供を行います。</td><td>介護保険課</td></tr> </table>			主な取組	認知症の高齢者を介護する家族向けの介護学習会や、介護者同士の相談の場をつくり、介護体験の共有や情報の提供を行います。	介護保険課
主な取組	認知症の高齢者を介護する家族向けの介護学習会や、介護者同士の相談の場をつくり、介護体験の共有や情報の提供を行います。	介護保険課				
<p>② 介護環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>主な取組</td><td>高齢者が安心して暮らせるように、住宅改修を助成し、環境の整備に努めます。</td><td>介護保険課</td></tr> </table>			主な取組	高齢者が安心して暮らせるように、住宅改修を助成し、環境の整備に努めます。	介護保険課	
主な取組	高齢者が安心して暮らせるように、住宅改修を助成し、環境の整備に努めます。	介護保険課				
<p>③ 介護技術の普及</p> <table border="1"> <tr> <td>主な取組</td><td>介護教室、家族介護教室を開催し、介護を容易にする技術の普及に努めます。</td><td>介護保険課</td></tr> </table>			主な取組	介護教室、家族介護教室を開催し、介護を容易にする技術の普及に努めます。	介護保険課	
主な取組	介護教室、家族介護教室を開催し、介護を容易にする技術の普及に努めます。	介護保険課				
<p>④ 介護サービスの充実</p> <table border="1"> <tr> <td>主な取組</td><td>地域包括支援センターの充実を図り、地域の福祉拠点として、高齢者のワンストップ相談窓口機能の充実を図ります。</td><td>介護保険課</td></tr> </table>			主な取組	地域包括支援センターの充実を図り、地域の福祉拠点として、高齢者のワンストップ相談窓口機能の充実を図ります。	介護保険課	
主な取組	地域包括支援センターの充実を図り、地域の福祉拠点として、高齢者のワンストップ相談窓口機能の充実を図ります。	介護保険課				
<p>⑤ 介護保険制度の普及啓発とサービス供給体制の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>主な取組</td><td>介護保険制度の理念を踏まえ、介護を必要とする人が有効に活用できるように普及に努めます。また、自らの選択に基づき、自立した生活を営むために必要なサービスを、総合的・具体的に提供する体制の整備を進めます。</td><td>介護保険課</td></tr> </table>			主な取組	介護保険制度の理念を踏まえ、介護を必要とする人が有効に活用できるように普及に努めます。また、自らの選択に基づき、自立した生活を営むために必要なサービスを、総合的・具体的に提供する体制の整備を進めます。	介護保険課	
主な取組	介護保険制度の理念を踏まえ、介護を必要とする人が有効に活用できるように普及に努めます。また、自らの選択に基づき、自立した生活を営むために必要なサービスを、総合的・具体的に提供する体制の整備を進めます。	介護保険課				

施策の方向	(4) 高齢者の生きがい対策の充実		主な担当課
具体的な施策	① シルバー人材センターの充実		
	主な取組	シルバー人材センターを充実し高齢者の就労意欲をもとに、その知識と経験を生かした社会活動の推進を図ります。	商工振興課
	② 地域活動への支援		
	主な取組	高齢者自らが豊かな経験と知識を生かし、高齢化社会の担い手として地域社会活動への積極的な取り組みに対し支援します。	観光・ブランド課
③ 学習活動の情報提供及び支援			
主な取組	高齢者の学習意欲に応える情報の提供を行うとともに、高齢者学級等の開催により、高齢者の積極的な学習活動を支援します。	社会教育課	
④ 生きがい活動等への支援			
主な取組	老人クラブをはじめとする高齢者の自主的な生きがい活動等に助成することにより豊かな生活を高齢者自らが築く活動を支援します。	介護保険課	
施策の方向	(5) 生活環境のバリアフリー化		
具体的な施策	① すべての人にやさしい道路・建築物等の環境整備		
	主な取組	建築物の認定や道路整備の際には、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの定着に配慮します。また、庁舎、市営住宅、公園などの市有建物の建設、改修、維持管理の際にも同様とします。	都市計画課 土木課 建築住宅課 行財政経営課
	② 安全な生活環境づくり		
	主な取組	安心して暮らせる環境づくりに向け、交通安全、防犯、火災、風水害、地震等への対策に努めます。	危機管理課 消防本部

基本目標IV DV等のあらゆる暴力の根絶（宇佐市DV対策基本計画）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく宇佐市DV対策基本計画

1. 計画策定の要旨

配偶者やパートナーからの暴力は、犯罪となり得る行為で、重大な人権侵害です。被害者は多くの場合女性であり、配偶者やパートナーが暴力をふるうことは、個人の尊厳を著しく傷つけるとともに男女共同参画実現の大きな妨げになっています。

こうした状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、国では2001（平成13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」を制定しました。さらに、2008（平成20）年1月にDV防止法が一部改正され、市町村においても、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を策定することが努力義務になりました。

これを受けて本市では、2017（平成29）年9月に「宇佐市DV対策基本計画」を策定し、施策の推進を図ってきました。今回の第3次宇佐市男女共同参画計画策定に合わせて、総合的かつ計画的に施策の充実を図ることとします。

2. 計画の性格

「DV防止法」第2条の3第3項に基づいて、基本目標IV.「DV等のあらゆる暴力の根絶」の部分を宇佐市DV対策基本計画と位置付けます。（第1章に同様の記述あり）

市民の皆さんに期待される取り組み

- DVやあらゆる暴力を絶対にしない、させない、許さないという意識を持ちましょう。
- 被害を受けたら一人で悩まず専門の相談機関に相談しましょう。

事業者等に期待される取り組み

- パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントに対する知識を身につけましょう。

重点課題1 暴力の根絶と被害者支援

【現状と課題】

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス=DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、外部からの発見が困難な家庭内等において行われることから、顕在化が困難であるとともに加害者側に罪の意識が薄い傾向にあります。このような特性から周囲も気が付かない内に暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特性があります。

全国的には、近年配偶者等パートナーからの暴力に関する被害相談は増加しており内閣府の調査では2020（令和2）年度は配偶者等パートナーからの暴力に関する被害相談は約19万件で前年度から約1.6倍増加しています。

本市が実施した意識調査においても「大声でどなって威嚇する」「たたく、突き飛ばす」「長時間無視し続ける」等の経験があると回答が10%を超えていました。

本市では、これまでも関係各課が連携し、被害の未然防止や被害が起きた場合の被害者支援にあたってきました。今後も情報共有を図りながら、さらなる体制整備に努める必要があります。

セクシュアルハラスメント※11、ストーカーやパワーハラスメント※12は、重大な人権侵害にあたる行為です。特に、セクシュアルハラスメントやストーカーは他の重大犯罪につながる事も想定されることから、関係機関と連携し、これらの行為を防ぐとともに被害が起きた際の相談体制や被害者の保護等について、体制を整備することが必要です。

○夫から妻（恋人間を含む）への次の行為について、あなたが経験したことは何ですか。

行為	人数	割合（%）
大声でどなって威嚇する	92	26.4
たたく、突き飛ばす	62	17.8
何を言っても長時間無視し続ける	50	14.5
家具や食器、日用品等をなげたりして、おどす	45	13.1
大事な決め事をするときに自分の意見を無視する	44	12.8
殴るふりをしておどす	36	10.4
殴る、蹴る	35	10.1
「誰のおかげで生活できるんだ」などとののしる	34	9.9
いやがるのに、性的な行為を強要する	34	9.9
「殺す」「けがをさせる」などといっておどす	20	5.8
交友関係や電話、郵便物やメール等を細かく監視する	20	5.5
大切にしている物をわざと捨てたり、壊したりする	18	5.2
避妊に協力しない	17	4.9
身体を傷つける可能性のある物で殴る	12	3.5
社会的な活動や就職などを許さない	11	3.2
生活費を渡さない、食事をさせない	10	2.9
刃物などをつきつけて、おどす	7	2.0

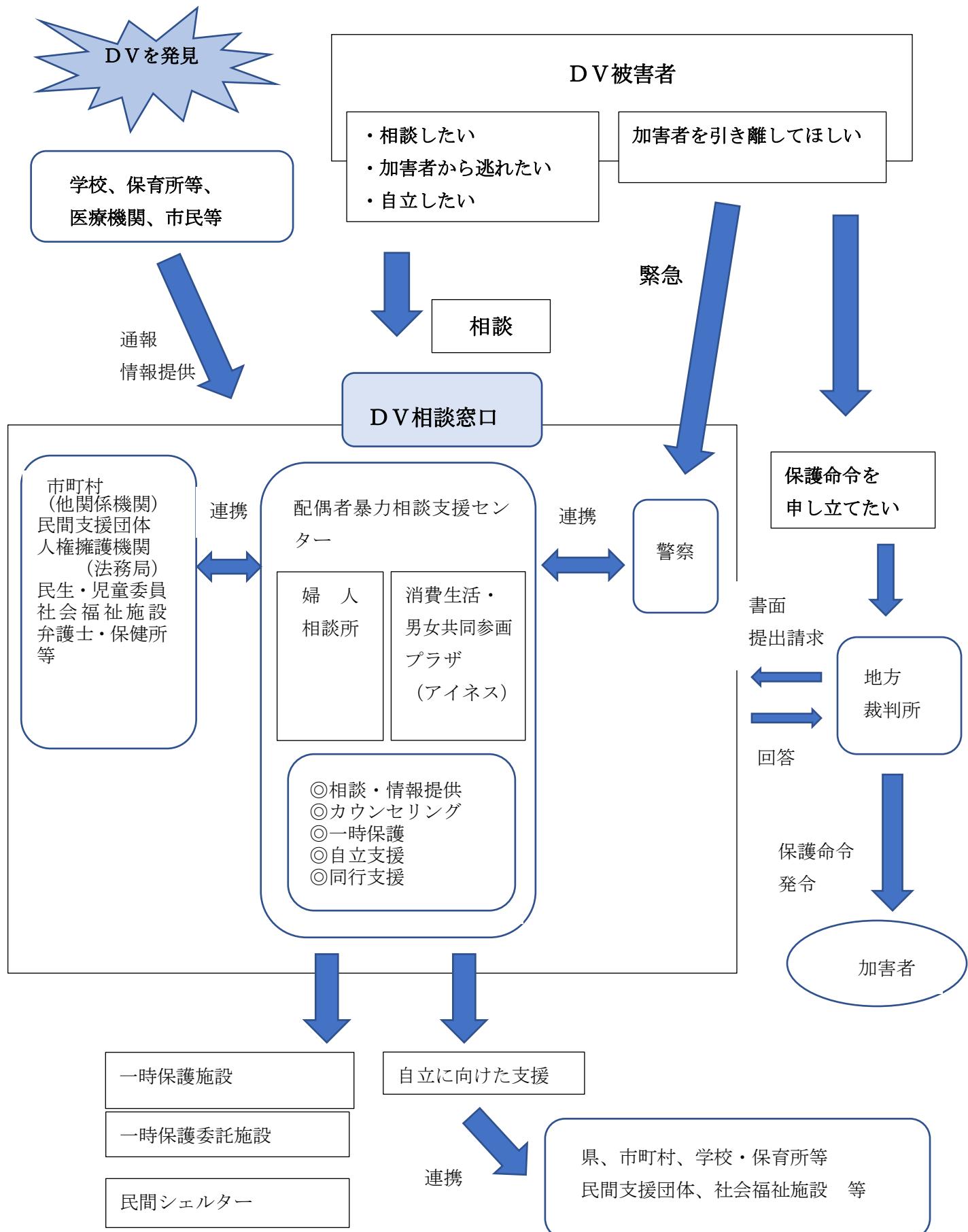
みたくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌をみせる	5	1.5
中絶を強要する	4	1.2

○あなたは職場や地域社会などで次のような経験をしたことがありますか。(女性のみ)

行為	人数	割合 (%)
容姿や年齢について話題にしたりする	93	30.4
性的な話や冗談を言う	81	26.5
「女のくせに」「女だから」または「男のくせに」「男だから」と言う	68	22.4
さわる、抱きつく	62	20.3
結婚や出産など、プライベートなことについてしつこく言う	51	16.8
宴会などでお酌やデュエット、ダンスを強要する	48	15.6
ストーカーをされる	16	5.2
性的なうわさをながす	13	4.3
性的な内容の手紙やメール、電話をしたりする	11	3.6
地位や権限を利用して、性的関係を迫る	11	3.6
性的被害に遭う	5	1.6

資料：宇佐市「男女共同参画社会づくりのための意識調査」令和3年3月

《DV被害者に対する支援の流れ》



«相談窓口体制»

総合窓口… 人権啓発・部落差別解消推進課、隣保館、市民課

○ 相談を受けて相談者の状況により以下の担当課になります。

相談内容	担当課
18歳未満の子どもがいる場合	子育て支援課、福祉課
高齢者の場合	介護保険課、福祉課
障がい者の場合	福祉課
上記以外の場合	人権啓発・部落差別解消推進課

DV（夫やパートナーからの暴力等）に関する相談窓口

☆ 宇佐市役所 福祉課 0978-27-8139（直通）

月～金（祝日・年末年始除く）8時30分～17時

☆ 女性の人権ホットライン（大分地方法務局） 0570-070-810

月～金（祝日・年末年始除く）8時30分～17時15分

☆ おおいた性暴力救援センター（すみれ） 097-532-0330

月～金（祝日・年末年始除く）9時～20時

☆ 配偶者暴力相談支援センター 097-544-3900

●電話相談 月～金 9時～21時

土日祝 13時～17時、18時～21時

☆ 大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス） 097-534-8874

月～金（祝日・年末年始除く）9時～16時30分

☆ 宇佐警察署 0978-32-2131

※ 身の危険を感じたら、110番

施策の方向

重点課題1 暴力の根絶と被害者支援		
施策の方向	(1) 男女間の暴力の根絶	主な担当課
具体的な施策	① 暴力を根絶するための意識啓発	
	主な取組	男女間の暴力の根絶に向けて、講演会等を開催するとともに、広報啓発活動を行い、男女間の暴力根絶についての学習機会を提供します。
	② ドメスティック・バイオレンス対策の推進	
	主な取組	日常的な暴力行為に対する情報収集体制の整備やDV等の被害者に対する支援の充実を行うとともに、被害者が自立するための情報提供と支援を行う。
	③ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	
具体的な施策	主な取組	女性に対する人権意識の高揚とセクハラ防止対策としてリーフレットなどの配布による啓発活動や相談窓口の充実など体制推進を図ります。
	④ 相談体制の整備充実	
具体的な施策	主な取組	被害者が一人で悩まず安心して相談できるよう国や県及び関係機関と連携するとともに、相談窓口などの情報提供を行います。

宇佐市におけるDV相談件数

相談件数（令和2年度）	21件
-------------	-----

第4章

プランの実現に向けて

第4章 プランの実現に向けて

男女共同参画社会の実現をめざし策定した、「第2次宇佐市男女共同参画プラン」に基づいた各種施策を総合的かつ効果的に進めるため、行政だけでなく市民や事業者等が、それぞれの分野で役割を果たしていくことが必要です。

そのためには、市における推進体制を整備充実させ、定期的に事業の進捗状況を点検していく体制の整備に努めるとともに、国・県及び関係機関との連携を一層強化し、プランの円滑な推進に努めていきます。

さらに、全ての市民のあらゆる立場からの取り組みへの参加を期待し、市民一人ひとりを大切にする市政(姿勢)を進めるとともに、相談機能の充実を図ります。

「第3次宇佐市男女共同参画計画」の実現に向けて、以下のとおり取り組みます。

(1) 庁内推進体制の整備

市職員へ男女共同参画に対する理念の浸透を図り、男女共同参画の視点に立った市政の推進に努めます。

計画の全庁的な推進にむけて「宇佐市男女共同参画推進委員会」の充実に努め、各施策を効果的に推進します。

(2) 市民、事業者等との連携

市民・企業・各種団体と連携し、講演会や啓発活動等を通じて、計画の推進に向けて取り組みを実施します。

計画に関連する施策推進にあたっては、「宇佐市男女共同参画審議会」において審議を行い、その意見反映に努めることとします。

(3) 国・県・関係機関との連携

国・県・近隣自治体の計画等について、連携を図りながら、計画推進に努めます。

(4) 意識調査等について

計画見直しにあたっては、5年ごとに実施する「男女共同参画に関する市民意識調査」やパブリックコメントを実施し、施策への反映に努めます。

(5) 計画の進行管理

本計画に関連する各課の具体的な施策の進捗状況について、毎年調査を実施し、必要に応じて、その進捗状況を宇佐市男女共同参画推進委員会等へ報告することとします。また、SDGs（持続可能な開発目標）に係る項目の達成状況も踏まえた上で計画の見直し時に施策への反映を図ることとします。

用語集

男女共同参画※1

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいいます。

男女共同参画社会基本法※2

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として公布、施行されています。

SDGs (Sustainable Development Goals) ※3

2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、わが国も積極的に取り組んでいます。

女性活躍推進法※4

女性が職業生活で希望に応じて、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために制定されました。民間企業へも女性活躍に関する状況の把握・分析、「事業主行動計画」の策定・公表などが義務付けられました。民間企業で義務づけられているのはこれまで常時雇用する労働者が301人以上の企業だけでしたが、2022年4月1日からは101人以上まで広がります。

DV（ドメスティック・バイオレンス）※5

広義では、女性、子ども、高齢者、障がい者等家庭内弱者への継続的な虐待の意ですが、ここでは、婚姻の有無を問わず親密な関係にある男女間において、個人の尊厳を冒すような身体的、精神的、性的又は経済的な暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

NGO（非政府組織）※6

国家間の協定によらず、民間で設立される非営利の団体。

人権・平和・環境などの分野の活動が多い。

NPO（民間非営利組織）※7

行政、企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。

福祉・まちづくり・男女共同参画・環境等さまざまな分野で活動を行っている。

「参加」と「参画」※8

「参加」とは、組織の一員として活動に加わること。

「参画」とは、意思決定の場や計画作りの場に加わること。

家族経営協定※9

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

M字曲線※10

女子就業率を年齢別に見たときに現われる特有のパターン。結婚・出産・育児期にあたる25歳～35歳の年齢層で一度低下し、子育てが一段落した40歳代で再び就業し、老齢期に向かい下降する。

セクシャル・ハラスメント※11(性的いやがらせ)

相手を不快にさせる性的な言動により、個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。具体的には相手の意に反した性的な性質の言動、身体への不必要的接触、性的関係の強要、公衆の場へのわいせつな写真の掲示など、さまざまな様態のものが含まれる。

パワーハラスメント※12

同じ職場で働く人に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり職場環境を悪化させる行為です。

「職場内の優位性」は、上司・部下などの「職務上の地位」によるものだけではありません。人間関係や専門知識などの様々な優位性が含まれます。

資 料

宇佐市男女共同参画推進条例

平成 25 年 3 月 21 日公布

条例第 2 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）
- 第 2 章 男女共同参画推進のための基本施策（第 9 条—16 条）
- 第 3 章 宇佐市男女共同参画審議会（第 17 条—第 19 条）
- 第 4 章 雜則（第 20 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3） 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学をする者をいう。
- （4） 事業者等 市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- （5） 教育に携わる者 学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において教育活動を行うすべての者をいう。
- （6） ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の男女間において、個人の尊厳を冒すような身体的、精神的、性的又は経済的な暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- （7） セクシャル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動（以下この号において「性的な言動」という。）により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- （1） 男女が人としての尊厳を重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重される

こと。

- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の自由な活動の選択を妨げることのないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策及び事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職業生活その他の社会における活動を行うことができること。
- (5) 男女が互いの身体の特徴について理解し合い、性と生殖に関する健康と権利を互いに認め合い、生涯にわたり心身共に健やかに生活を営むことができるようになること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(市の役割)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進にあたっては、市民、事業者等、国及び他の地方公共団体との連携及び協働に努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するため必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講じるよう努めなければならない。
- 4 市は、事業者として、その職場において、自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の役割)

第7条 教育に携わる者は、教育が果たす役割の重要性を考慮し、教育を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げ

る性別による権利侵害行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的な取扱い
- (2) セクシャル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

第2章 男女共同参画推進のための基本施策

(男女共同参画計画)

第9条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」と言う。）を策定しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画計画を策定又は変更するに当たっては、あらかじめ宇佐市男女共同参画審議会の意見を聽かなければならない。
- 3 市は、男女共同参画計画を策定又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

(施策の策定に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に十分に配慮しなければならない

(施策の立案及び決定への共同参画)

第11条 市は、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るように努めるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第12条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者等の理解を深めるため情報の提供、啓発活動等に努めるものとする。

- 2 市は、市民及び事業者等と協働して男女共同参画を推進するため、啓発その他の活動を行う人材の育成に努めるものとする。

(仕事と生活の両立への支援)

第13条 市は、男女が共に家庭生活における活動とその他の活動を両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第14条 市は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施のため、必要な情報の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

(市民及び団体への支援)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民及び団体に対し、当該活動に係る助言、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(相談への対応)

第16条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因となる人権侵害に関し、市民又は事業者等から相談があったときは、国及び他の地方公共団体又は民間の関係団体と連携を図り、適切な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 宇佐市男女共同参画審議会

(設置)

第17条 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として宇佐市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌事務とする。

- (1) 市長の諮問に応じて、男女共同参画計画の策定又は変更について調査審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2) 男女共同参画計画の実施状況に関する内容についての報告を受け、必要に応じて、これに対する意見を述べること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

(組織)

第18条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 審議会の委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、審議会の委員の一部については、公募によるものとする。
- 3 審議会の委員の構成は、男女のいずれか一方の委員の数が審議会の委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会の委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(規則への委任)

第19条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雜則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項及び第3章の規定は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている宇佐市男女共同参画プランについては、第9条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。